

県産材活用木造応急仮設住宅供給マニュアル

平成27年2月

 鳥 取 県

はじめに

大規模災害が発生した際の実優先課題は、住宅を滅失された被災者の方々の住まいを確保することであり、応急仮設住宅の供給は、被災者が復興に向けた第一歩を踏み出すために重要な役割を担っています。

平成23年に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える被害に対し、建設用地の確保が難航したことや、資材の調達、施工体制が整わず、応急仮設住宅の供給が大幅に遅れる事態が発生しました。

一方、一部の自治体ではあらかじめ地域材を活用した木造の応急仮設住宅の開発と供給体制の整備に取り組み、震災後の迅速な応急仮設住宅の供給に大きく貢献しました。

本県では、平成24年度に「鳥取県産材活用木造応急仮設住宅」を開発し、県内の関係団体と連携した供給体制の整備に取り組んでいます。

このマニュアルは、大規模災害が発生した際に、住宅を滅失された被災者の方々に応急仮設住宅を始めとする住まいを円滑に供給するために作成したものです。

なお、マニュアル作成にあたり、設計、施工及び供給体制等について、ご指導、ご協力いただきました、県産材活用木造仮設住宅供給検討会の委員の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

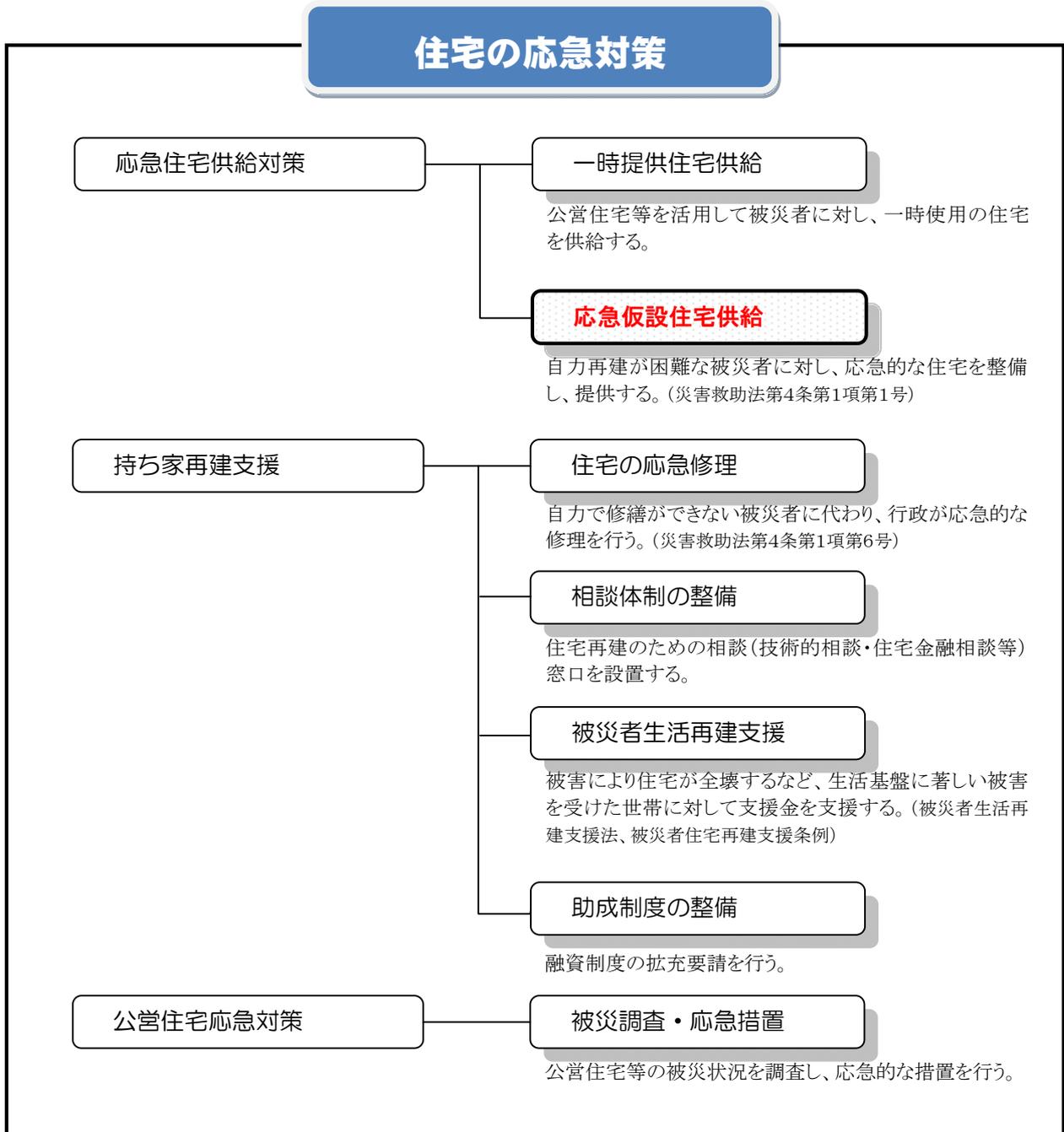
目 次

I	マニュアルの位置付け	3
II	災害の発生から建設までの流れ	6
III	建設地選定基準	35
IV	応急仮設住宅建設の留意点	39
V	施工体制の確立(木造)	50
VI	資 料	
1	建築基準法による許可	59
2	住まいのホットラインの開設	60
3	応急仮設住宅の必要戸数の推計(参考)	61
4	行政関係機関、関係団体一覧	65
5	木造応急仮設住宅基本仕上げ・平面図	66
6	鳥取県産規格材	69
7	法令等	71

I マニュアルの位置付け

1 目的

このマニュアルは、大規模災害が発生した際に国、県及び市町村等が行う住宅の応急対策支援のうち応急仮設住宅について、発災から供給まで行政や関係団体の果たすべき役割を明確にし、迅速かつ円滑に供給することを目的とします。



2 マニュアルの適用

このマニュアルは県内で大規模な災害が発生し、災害救助法に基づき供給される応急仮設住宅に適用するものとします。

なお、災害の状況等により、このマニュアルの適用が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。

3 マニュアル適用に関する取り組み

被災後、応急仮設住宅の整備及び民間賃貸住宅の確保を円滑に実施するため、以下のとおり関係団体との協定締結、建設可能な用地の把握等の災害に備えた準備を行います。

(1) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定の締結

ア. 木造応急仮設住宅の建設に関する協定

「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」

○協定団体：一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「木推協会」という。）

＜協定内容＞

- 鳥取県からの要請に基づき、木造応急仮設住宅建設本部（以下「建設本部」という。）を設置。
- 建設本部の統括を行うとともに住宅建設事業者の斡旋、資材調達、その他可能な協力を実施。
- 県産材を活用した木造応急仮設住宅（以下「木造応急仮設住宅」という。）の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び施工能力等について、他の協定団体分も取りまとめて年一回鳥取県に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建設業協会（以下「建設業協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、住宅建設事業者の斡旋、資材調達、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び施工能力等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会（以下「近代化協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、労働力の確保、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：鳥取県木材協同組合連合会（以下「木材協同連合」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、県産規格材の供給及びプレカット加工、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者、会員等名簿及び県産規格材の供給・加工体制並びに供給可能量等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、建設地に応じた配置及び配管等の計画及び工事監理、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の設計及び工事監理の業務担当者並びに会員等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築士会（以下「建築士会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、建設地に応じた配置及び配管等の計画及び工事監理、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の設計及び工事監理の業務担当者並びに会員等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

イ. プレハブ応急仮設住宅の建設に関する協定

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成9年5月8日）」

協定団体：一般社団法人プレハブ建築協会（以下「プレハブ協会」という。）

＜協定内容＞

- 鳥取県からの要請に基づき、住宅建設事業者のあっせん、その他可能な協力を実施。
- 応急仮設住宅の建設能力並びに業務担当者及び会員住宅建設事業者名簿を年一回鳥取県に報告。

(2) 災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報等に関する協定の締結

「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」（平成23年10月11日）

協定団体：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「宅建協会等」という。）

＜協定内容＞

災害が発生した場合に、災害救助法及び鳥取県地域防災計画に基づき、公的一次提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない等必要があると認められる場合に、被災者の住宅確保に資する。

(3) 応急仮設住宅建設可能地データの共有

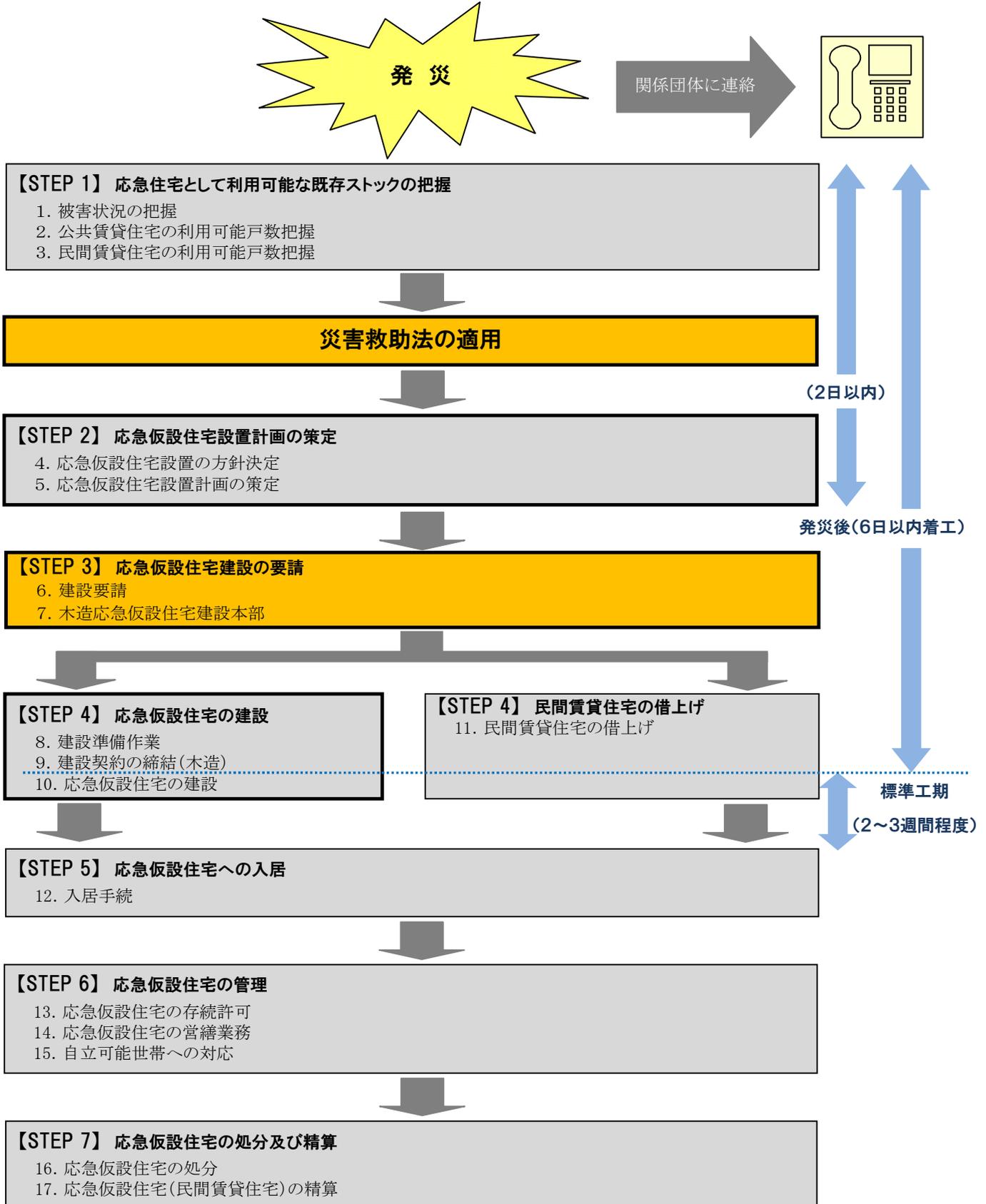
東日本大震災では、用地の確保が難航し応急仮設住宅の建設が大幅に遅れる事態が発生^(※)しました。被災後速やかに建設を進めるためには、平常時から以下の件について検討を行います。

- ア. 県と市町村が協力して、建設可能地に優先順位を付けてリストアップし、データベース化して管理。
- イ. 建設可能地の位置、規模及び測量図等、応急仮設住宅を建設する上で参考とすべきデータの電子化、情報共有。
- ウ. 防災協力農地など、可能な限り土地の所有者等の了解を得た上で情報登録。

(※) 東日本大震災では、目標とした約5万戸のプレハブ応急仮設住宅の供給に約半年を要した。

Ⅱ 災害の発生から建設までの流れ

大規模な災害が発生し、状況把握段階から災害救助法の適用、応急仮設住宅の建設までの全体的な流れは以下のとおりです。



【STEP 1】 応急仮設住宅として利用可能な既存ストックの把握

1 被害状況の把握

(1) 市町村は災害が発生した場合、迅速に管内の被害状況を把握し、危機管理情報ネットワークシステムにより県災害対策本部に報告します。【災害対策基本法第53条第1項】

※危機管理情報ネットワークシステム：災害時等において、県内の情報収集や市町村、消防局、国等との情報伝達を行うために使用される防災行政無線（衛星系・地上系）などの防災関連情報システム及びネットワーク

(2) 県（福祉保健課、住まいまちづくり課）は住宅の被害状況及び、災害救助法の適用等住宅の応急対策に必要な情報を随時把握します。

2 利用可能な公共賃貸住宅の戸数把握

(1) 県（住まいまちづくり課）は速やかに利用可能な県営住宅を把握するとともに、市町村、鳥取県住宅供給公社にそれぞれ、一時提供住宅として提供可能な公的住宅戸数を照会します。また、状況に応じて県市町村の職員住宅及び雇用促進住宅など国が所管する宿舍等についても関係機関に照会します。

(2) 各住宅事業主体は提供可能戸数を確認し、県（住まいまちづくり課）に報告します。

3 民間賃貸住宅の利用可能戸数把握

(1) 県（住まいまちづくり課）は宅建協会等に対して、県との協定に基づき民間賃貸住宅の空き家状況について照会します。

(2) 宅建協会等は県との協定に参加している会員に対して、利用可能な民間賃貸住宅についての報告を求めます。

(3) 宅建協会等は会員から報告があった民間賃貸住宅の空き家情報を取りまとめ、一時提供住宅リスト等により、県（住まいまちづくり課）に報告します。

（ポイント）

会計検査院は東日本大震災において、被災7県で建設された応急仮設住宅の建設費用が1戸当たり628万円だったのに対し、自治体が民間賃貸住宅を借り上げて提供する「みなし仮設」の費用が2年間で183万円で済むと指摘している。また、これに対し厚生労働省は、「検査院の検査結果を精査し、今後の対応を検討する」としている。

日本経済新聞 2月5日 火曜日

トップ 特集 コラム 読者アンケート 紙面運動 社説・巻頭 映像 安倍政権 航空員権

みなし仮設費、現金支給を 検査院が厚労省に改善要求

2012/02/05 12:28

保存 印刷 リプリント

大地震など災害時に、自治体が民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する「みなし仮設住宅」について、会計検査院は4日、家主と自治体が契約を結ぶ運用を改め、被災者に家賃などの入居費用を現金支給するよう、厚生労働省に検討を求めた。検査院は、みなし仮設の費用はプレハブ仮設住宅の建設費を大幅に下回ると試算。みなし仮設の活用で「被災者ができるだけ早く家を確認できるようにすべきだ」としている。

検査院は東日本大震災や福島第1原子力発電所事故で被災した岩手、宮城、福島など7県の仮設住宅について調べた。

このうち、みなし仮設は、厚労省が1947年に出した「被災者の救助は現物支給が原則」とする通知に基づき、各県が被災者に代わって家主と賃貸契約を結んだ。しかし大量の契約事務が生じたため手続きが遅れ、入居できるまで1カ月以上かかるケースもあった。

各県からも「記載ミスなどで契約書が県、家主、被災者の間を何往復もすることがあった」（宮城県）、「職員が物件の重要事項説明を受け、入居する本人に伝える二度手間があった」（福島県）など、煩雑な手続きを訴える声が続いた。

もともとは各県が確保した物件を被災者にあっせんすることが想定されているが、実際には92%の被災者が自分で見つけた物件に入居していた。

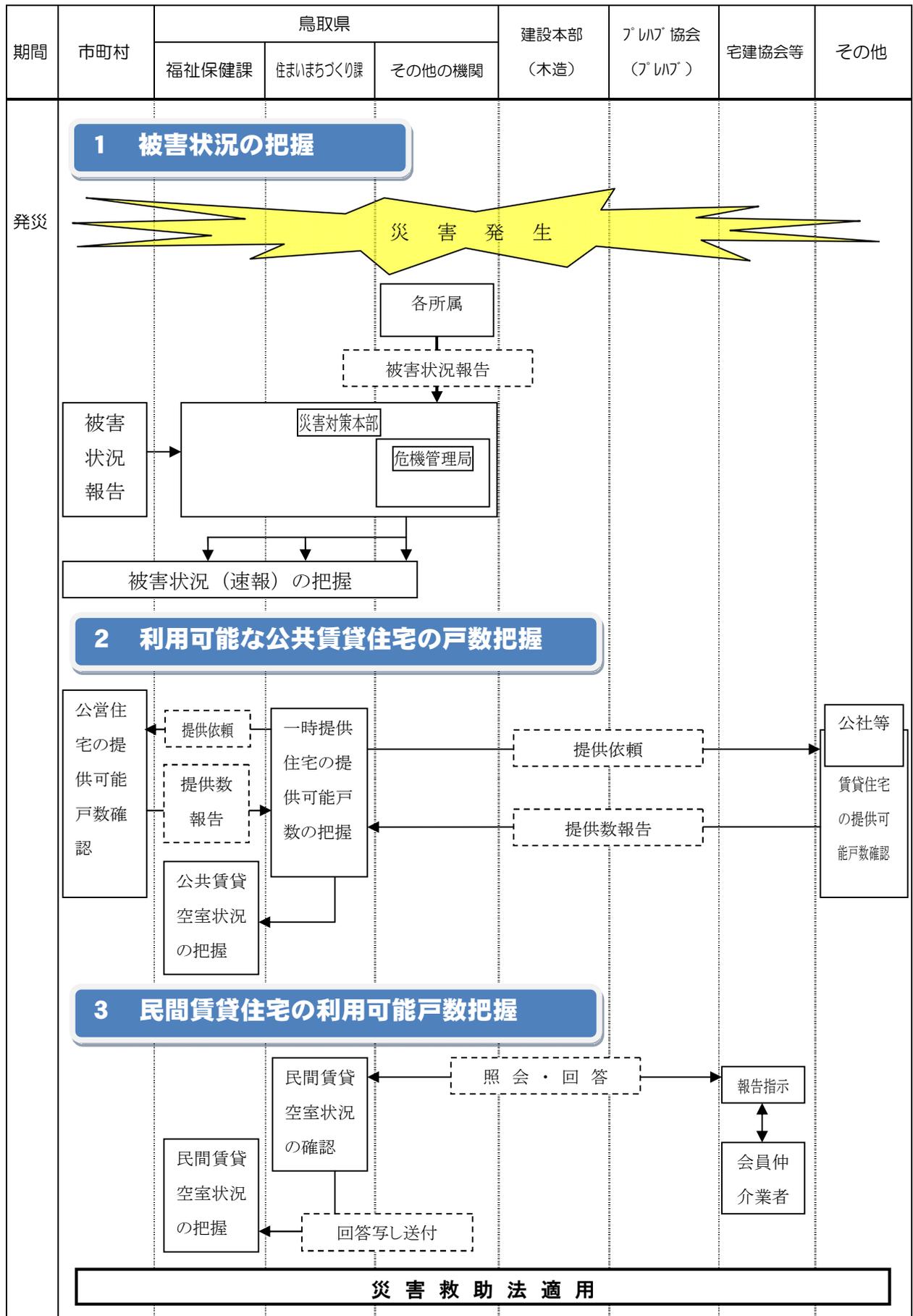
検査院は、目標とした約5万戸のプレハブ完成に半年かかった一方、みなし仮設は被災直後から入居が始まったことも踏まえ「みなし仮設にはコミュニティーの維持などの課題はあるが、避難所の早期解消に効果がある」と判断。

より迅速な入居を可能にするため「家賃を被災者に直接支給することも有力な選択肢の一つで、弾力的に運用すべきだ」として、「知事が必要と認める場合は被災者に金銭を支給できる」とする災害救助法の規定に立ち返って検討するよう、所管する厚労省に求めた。

検査院によると、7県で建設されたプレハブ仮設の建設費用は1戸当たり828万円だったのに対し、みなし仮設の費用は2年間で183万円で済む。国はプレハブ建設費の上限を1戸当たり238万円としているが、土地造成費や寒冷地仕様やバリアフリー化の追加費用がかさんだためだ。

仮設建設には昨年度末までに計約3323億円が使われており、今後、撤去費用もかかる。検査院は「みなし仮設は、費用低減の面でも効果がある」とみている。

これに対し厚労省は「検査院の検査結果を精査し、今後どのように対応するか検討する」としている。今回の検査院の指摘が、被災者への現金支給を抑制してきた災害復旧のあり方を見直しにつながる可能性もある。



【STEP 2】 応急仮設住宅設置計画の策定

4 応急仮設住宅設置方針の決定

- (1) 災害救助法の適用を受け、県（危機管理政策課、福祉保健課及び住まいまちづくり課）は被災状況、利用可能な公共及び民間賃貸住宅戸数及び応急仮設住宅の供給能力等の情報をとりまとめて、応急仮設住宅設置の方針を協議します。

この場合に、応急仮設住宅として借上げする民間賃貸住宅及び早期に建設可能なプレハブ仮設住宅の戸数を把握した上で、木造仮設住宅の建設戸数を検討します。

なお、災害救助法の適用を受けて準備するのではなく、常に被災状況に沿って適用される可能性を踏まえ、的確な情報収集を行い法適用に備えた応急仮設住宅の建設準備を進めます。

- (2) 県（住まいまちづくり課）は災害救助法の適用を受けた場合又は適用される可能性が高い被災市町村（以下「被災市町村」という。）の応急仮設住宅担当窓口に、上記(1)の方針について協議します。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は、市町村との協議の結果、応急仮設住宅の建設が必要と判断された場合には、災害対策本部へ報告を行います。
- (4) 応急仮設住宅の建設が必要と判断された場合、県（住まいまちづくり課）は建設関係団体又はプレハブ協会に応急仮設住宅を建設予定であることの連絡を行います。

建設関係団体は木造応急仮設住宅建設本部を設置し、応急仮設住宅の供給能力を県（住まいまちづくり課）に報告します。

プレハブ協会は会員施工業者の状況を把握し、応急仮設住宅の供給能力を県（住まいまちづくり課）に報告します。

【木造応急仮設住宅窓口】

建設関係団体（木造応急仮設住宅建設本部主幹事団体）

一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（事務局）

〒680-0902 鳥取市秋里 1247

電話 0857(30)0278 FAX 0857(27)7363

一般社団法人鳥取県建設業協会

〒680-0022 鳥取市西町 2-310

電話 0857(24)2281 FAX 0857(24)2283

一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会

〒682-0722 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 602-7

電話 0858(47)5670 FAX 0858(47)5671

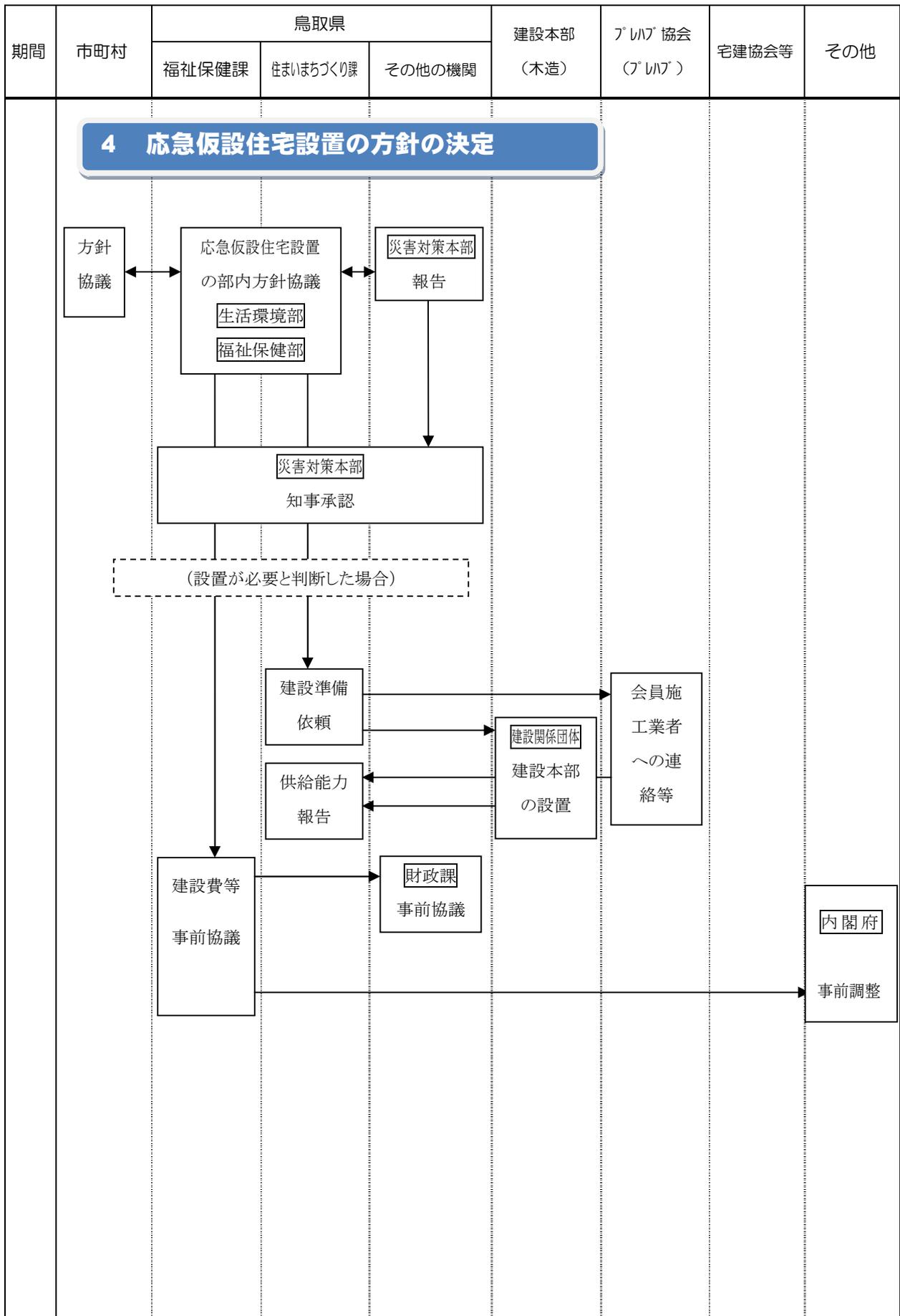
【プレハブ応急仮設住宅窓口】

一般社団法人プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 M&Cビル5階

電話 03(5280)3121(代表)

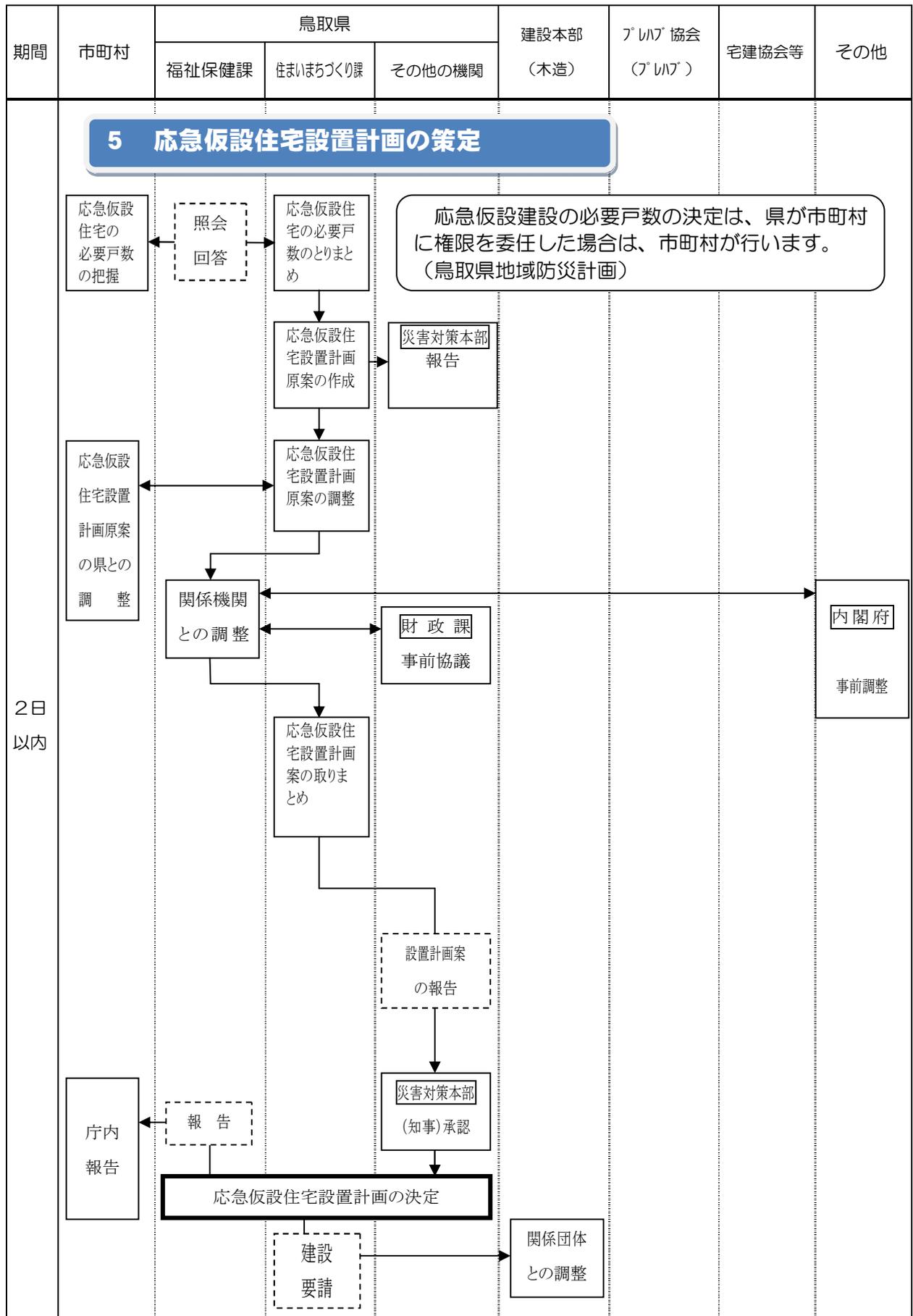
FAX 03(5280)3127



5 応急仮設住宅設置計画の策定

- (1) 県（住まいまちづくり課）は被災市町村に、応急仮設住宅の必要戸数を照会します。
- (2) 被災市町村は被災戸数及び避難者、自治会長等への聞き取りなどに基づき、市町村が必要と考える戸数を県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は市町村からの報告を基に、県下全域の応急仮設住宅の必要戸数を取りまとめます。
- (4) 県（住まいまちづくり課）は上記(3)の取りまとめ結果、応急仮設住宅建設可能地データベース、宅建協会等が提供する民間賃貸住宅の空き家情報などを基に、市町村別に建設戸数及び借上げ戸数を決定します。

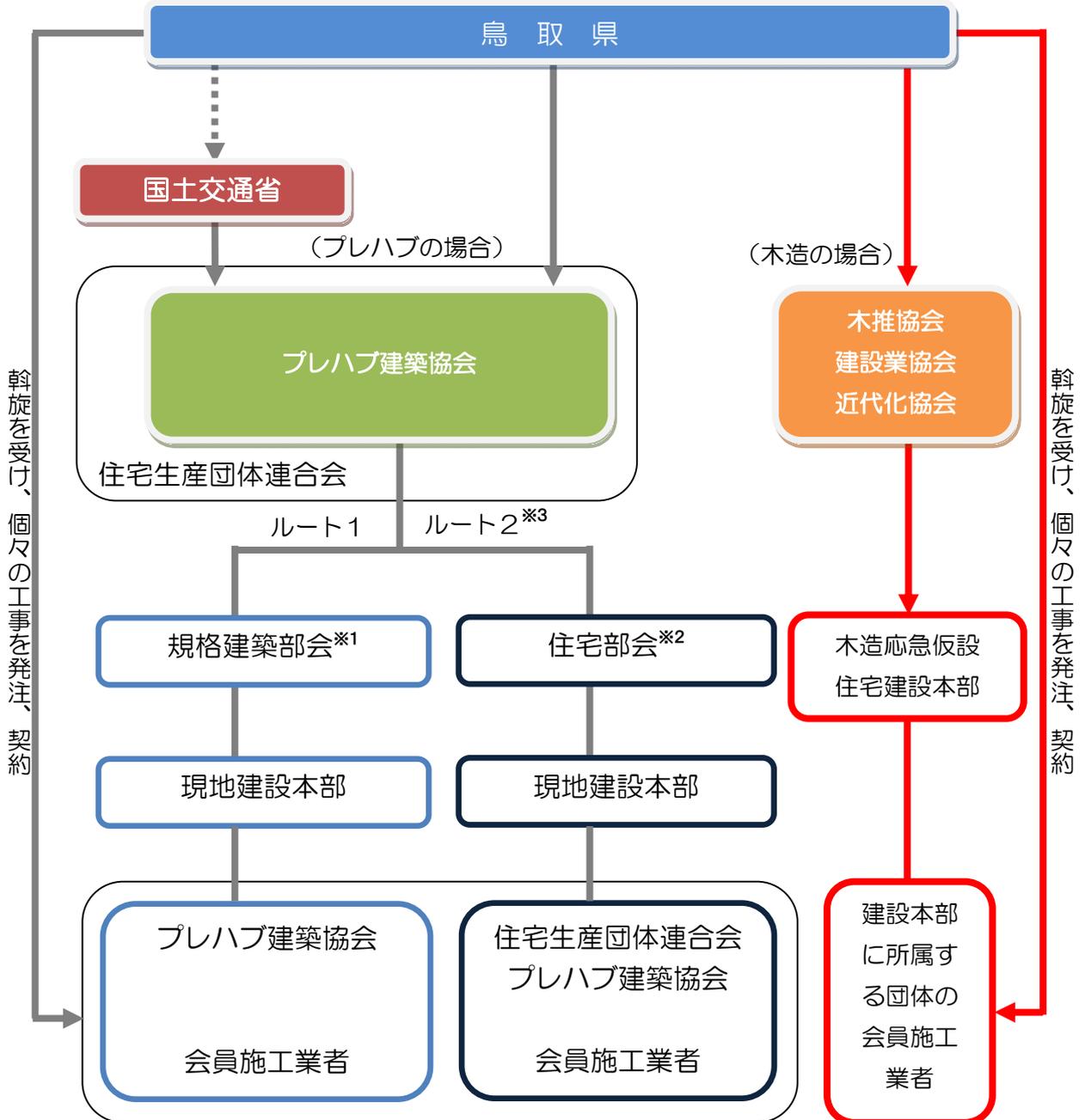
なお、都市部については用地確保が難しいことが想定されることから、民間賃貸住宅の借上げを優先し、中山間地域についてはプレハブ又は木造仮設住宅の建設を優先します。
- (5) 建設用地の選定は「本編：Ⅲ 建設地選定基準（P35）」に基づき公共用地の利用を優先しますが、それでもなお必要戸数の確保が困難なときは民有地を利用することとします。
- (6) 県（住まいまちづくり課）は木造及びプレハブも含めた応急仮設住宅設置計画案（応急仮設住宅の供給戸数、内訳、建設本部及びプレハブ協会の供給能力や公営住宅の空き家状況等）を作成します。
- (7) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅設置計画案の内容について、危機管理政策課及び被災市町村の意見を聞き、必要に応じて案の内容を修正します。県（福祉保健課）はこれらの調整を経た応急仮設住宅設置計画案について、内閣府及び県財政課と調整します。これらの調整を経て、応急仮設住宅設置計画をまとめます。
- (8) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅設置計画について災害対策本部に報告し、承認を得ます。ここまで、被災後2日程度を目途とします。



【STEP 3】 応急仮設住宅建設の要請

6 建設要請

応急仮設住宅設置計画の決定を受け、県（住まいまちづくり課）は協定に基づき以下の流れで建設関係団体又はプレハブ建築協会に対して建設を要請します。



*1規格建築部会（プレハブリース系会社で構成）

*2住宅部会（ハウスメーカー系会社で構成）

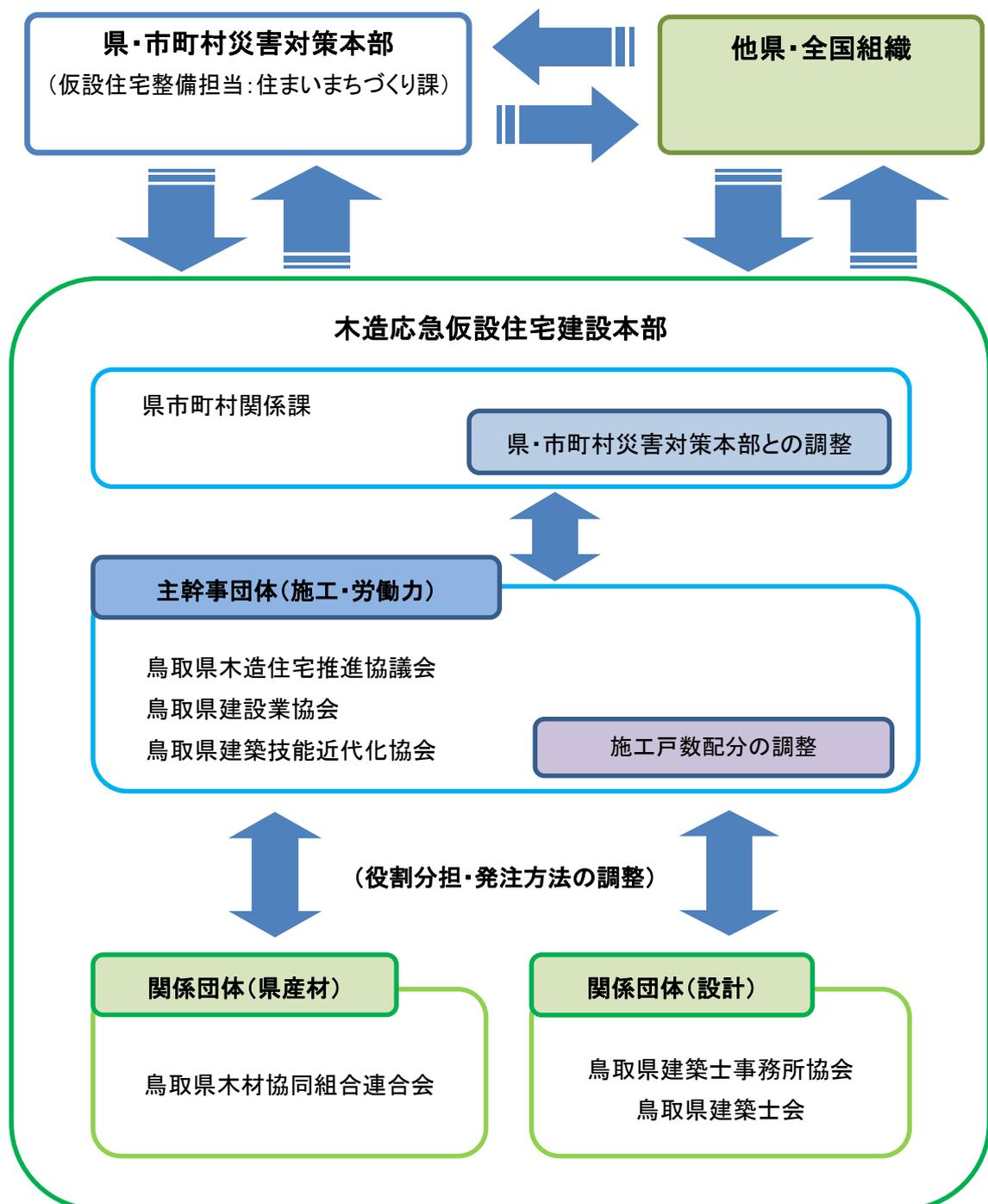
*3ルート2は供給戸数が3万戸以上となった場合

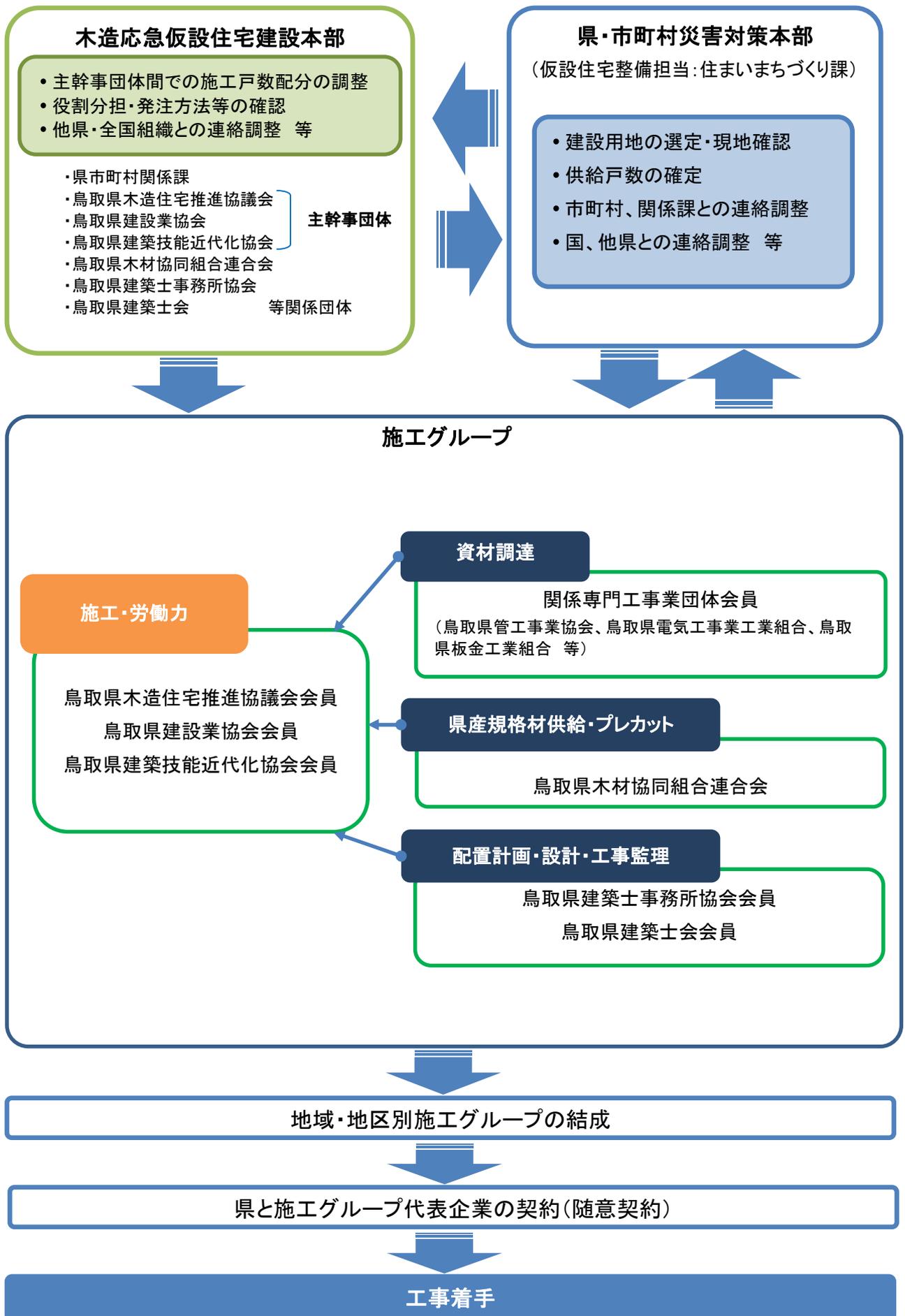
7 木造応急仮設住宅建設本部

県（住まいまちづくり課）より要請を受けた建設関係団体は、各関係団体を招集し建設本部を設置します。

建設本部では施工・労働力の提供を行う3団体（木推協会、建設業協会、近代化協会）が主幹事団体となり施工戸数配分の調整、役割分担・発注方法等の確認、他県・全国組織との連絡調整等を行います。

木造仮設住宅建設に係る所要日数について、「Ⅱ 災害から発生までの建設の流れ（P6）」を目標とした施工体制の検討を行い、必要に応じて関係団体と協力して施工グループを結成します。





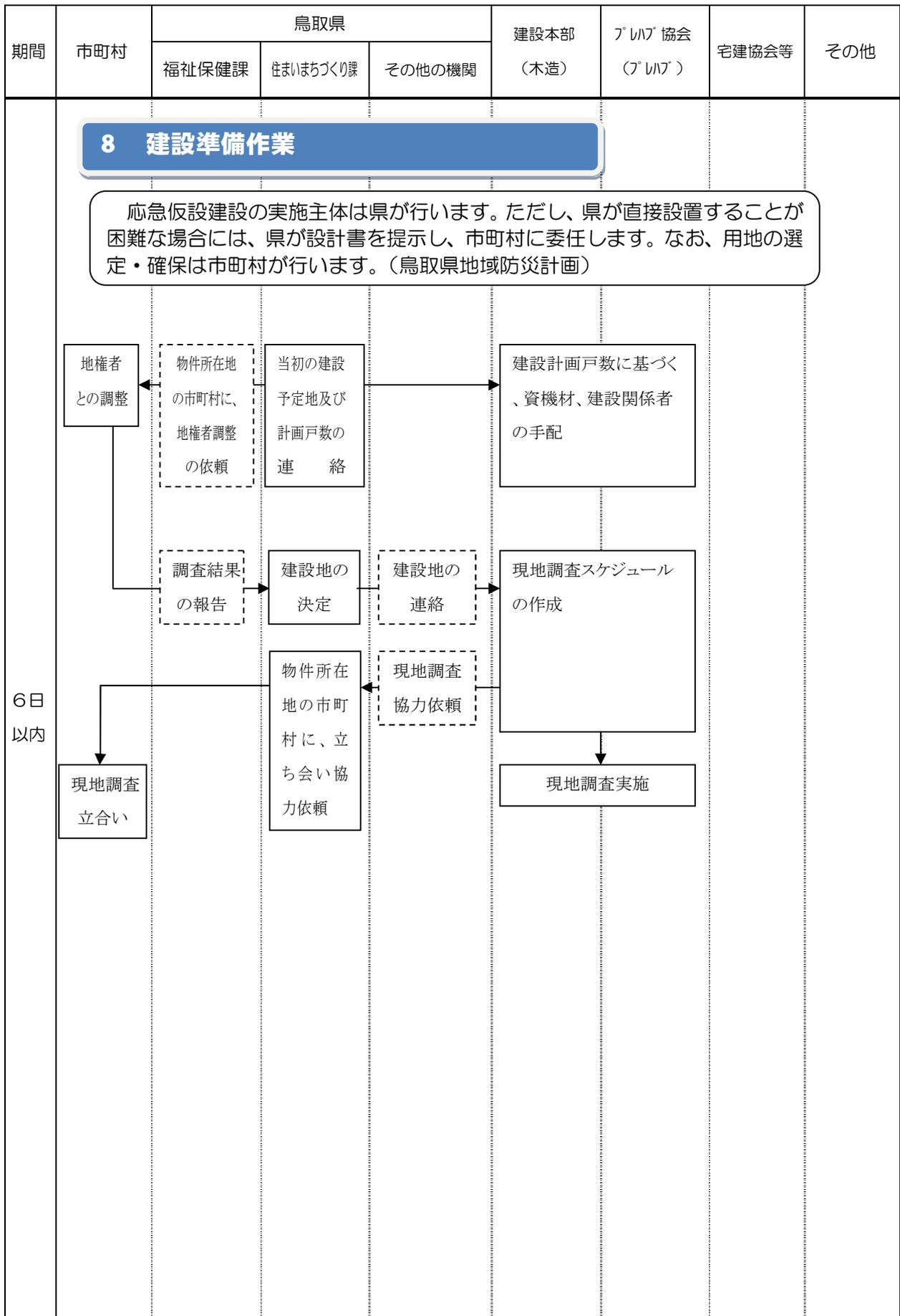
【STEP 4】 応急仮設住宅の建設

8 建設準備作業

- (1) 県（住まいまちづくり課）は計画に基づき、建設予定地及び計画戸数を物件所在地の市町村と建設本部及びプレハブ協会に連絡します。また、物件所在地の市町村には、地権者との調整を依頼します。県有地については、県（住まいまちづくり課）が調整します。
- (2) 建設本部に所属する会員施行業者及びプレハブ協会の会員施行業者は、県（住まいまちづくり課）からの依頼に基づき、資機材及び建設関係者を手配します。建設関係者が不足する場合は、県（住まいまちづくり課）から県内他の建設関係団体に協力依頼を検討します。
- (3) 市町村は地権者と調整し、建設に関する内諾を得た場合は、建設可能面積などの建設条件を県（住まいまちづくり課）に報告します。このとき、建設条件を踏まえた配置図案も県（住まいまちづくり課）に報告します。

県（住まいまちづくり課）は調整結果を受けて建設本部及びプレハブ協会に建設地及び配置図案を示し、建設協力要請を行います。

- (4) 建設本部及びプレハブ協会は建設地の現地調査スケジュールを作成し、県（住まいまちづくり課）に現地調査への協力を依頼します。
- (5) 県（住まいまちづくり課）は物件所在地の市町村に、現地調査への立会いを依頼します。
- (6) 物件所在地の市町村職員の立会いの下、建設本部及びプレハブ協会が現地調査を実施します。市町村はタイプ別建設希望戸数、上下水道の場所及び管径、所在地の測量図など、建設に参考となる資料を建設本部及びプレハブ協会に情報提供します。



(7) 県（住まいまちづくり課）は計画に基づき、(6)までの応急仮設住宅供給の段取りをつけた段階で、応急仮設住宅の最終的な必要戸数を把握するため災害救助法が適用されている市町村に、最終的な仮設住宅等（一時提供住宅及び応急仮設住宅）の必要見込み総数を照会します。

(8) 市町村は当該被災世帯に対して、応急仮設住宅の必要性の有無を聞き、最終的な応急仮設住宅の必要見込み数を県（住まいまちづくり課）に報告します。県（住まいまちづくり課）は市町村からの報告を基に、市町村別の応急仮設住宅設置計画を策定します。

なお、何らかの事情で建設後入居しないまま空き家となっている応急仮設住宅は、国庫負担の対象とならないため、建設戸数については十分に調査が必要です。

(9) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅等の提供可能戸数及び時期を被災市町村に連絡します。

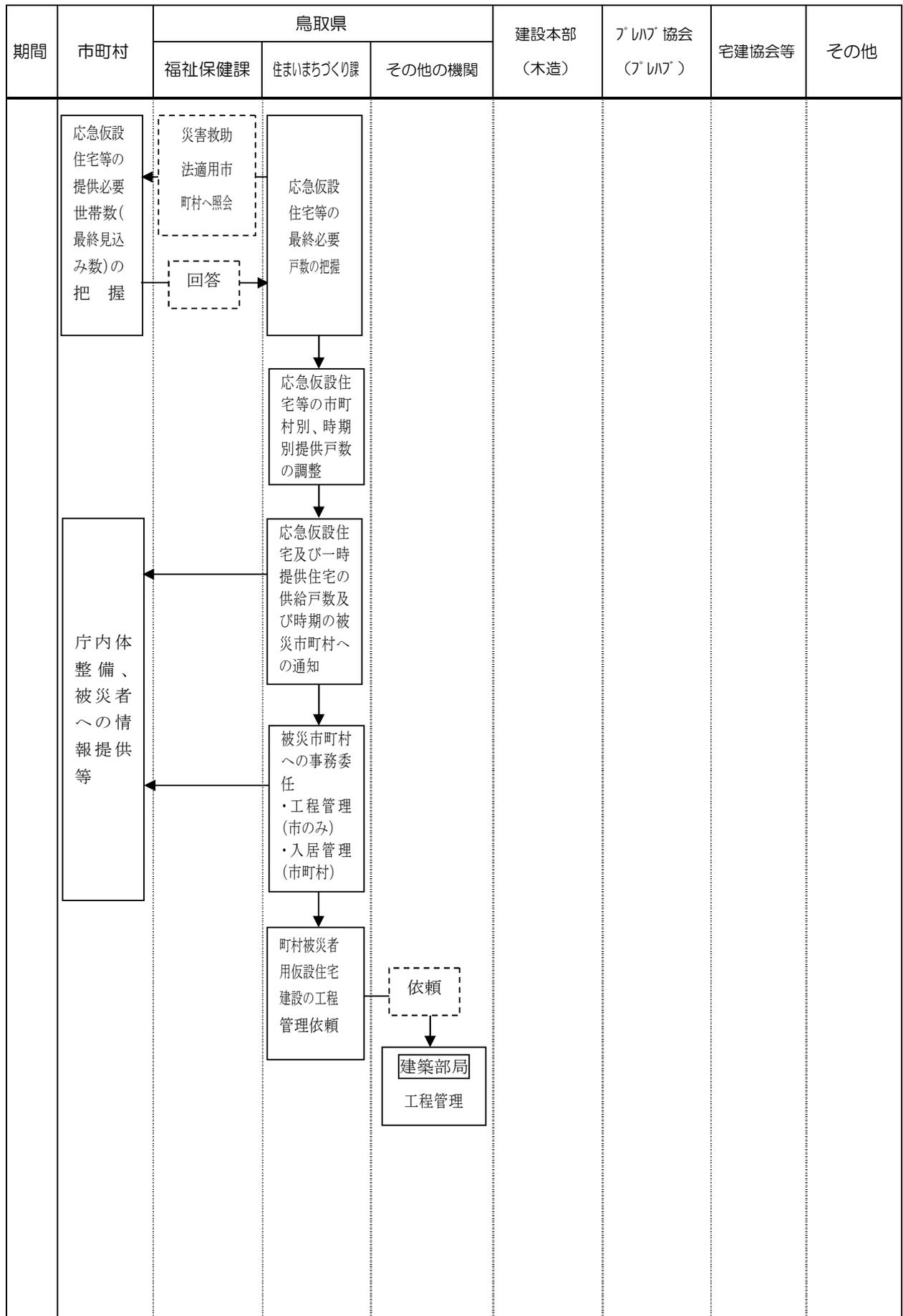
なお、被災市に対しては工程管理と入居管理を、被災町村に対しては入居管理を、災害救助法第30条に基づきそれぞれ委任できます（被災町村の設置する応急仮設住宅建設の工程管理は、県（営繕課または各総合事務所等（以下建築部局という））が行います）。

委任できる事務

- 応急仮設住宅に建設に係る工程管理（町村を除く）
- 応急仮設住宅の入居者募集事務
- 応急仮設住宅の維持管理

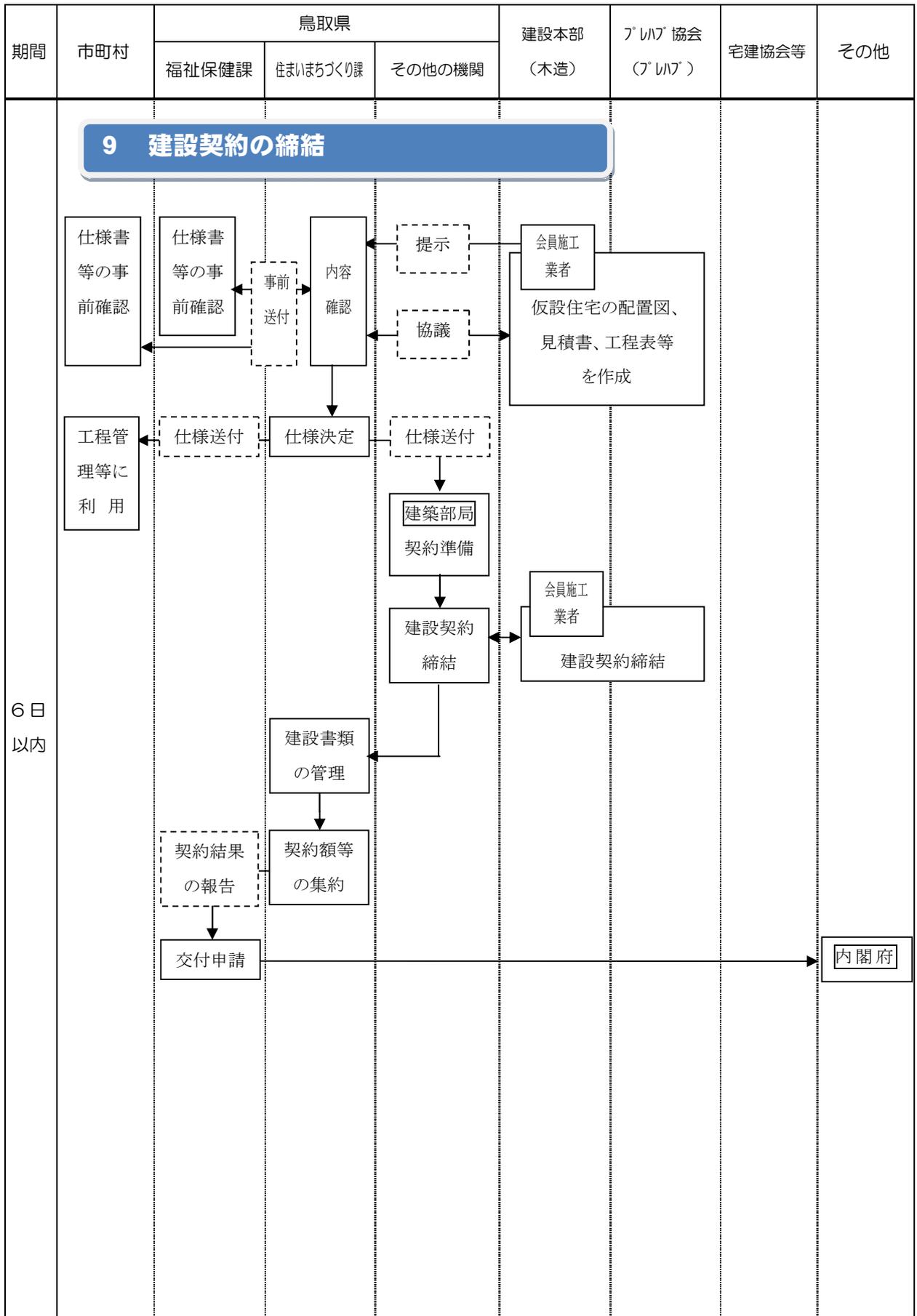
(10) 被災市町村は委任事務の実施に向けて庁内の体制を整備するとともに、被災者への情報提供を行います。

(11) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅完成後には被災者の入居開始までに、契約関係書類（プレハブ応急仮設住宅にあつては賃貸借（リース）契約書、県と入居者の住宅使用貸借契約書、市町村あてのお知らせ（事務の概要）、入居者あての入居の手引き）を速やかに作成します。



9 建設契約の締結

- (1) 建設本部に所属する団体の会員施工業者は、協定に基づいて仮設住宅の配置図、仕様、見積書、工程表等を作成し、県（住まいまちづくり課）に提出します。
- (2) 県（住まいまちづくり課）は提出された内容を確認し、県（福祉保健課）及び市町村の意見を聞いた上で疑問な点があれば、建設本部に所属する団体の会員施工業者と内容を調整します。このとき、会員施工業者に「緊急通行車両の事前届出申請書」を交付し、県（住まいまちづくり課）に提出するよう指示します。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は調整結果を踏まえ、応急仮設住宅の仕様等を決定します。決定した内容は当該応急仮設住宅を管理する市町村に送付し、工程管理や建設後の営繕業務などに利用します。
- (4) 県（住まいまちづくり課）は県（建築部局）に仕様書等を送付し、執行依頼をします。県（建築部局）はそれに基づき、建設本部に所属する団体の会員施工業者と建設契約を締結し、契約書類を県（住まいまちづくり課）に回付します。
- (5) 県（住まいまちづくり課）は契約状況を集約し、県（福祉保健課）に報告します。
- (6) 県（福祉保健課）は内閣府の定める時期（一般災害時は翌年度の6月15日）までに交付申請を行うとともに、負担金の受入れを行います。



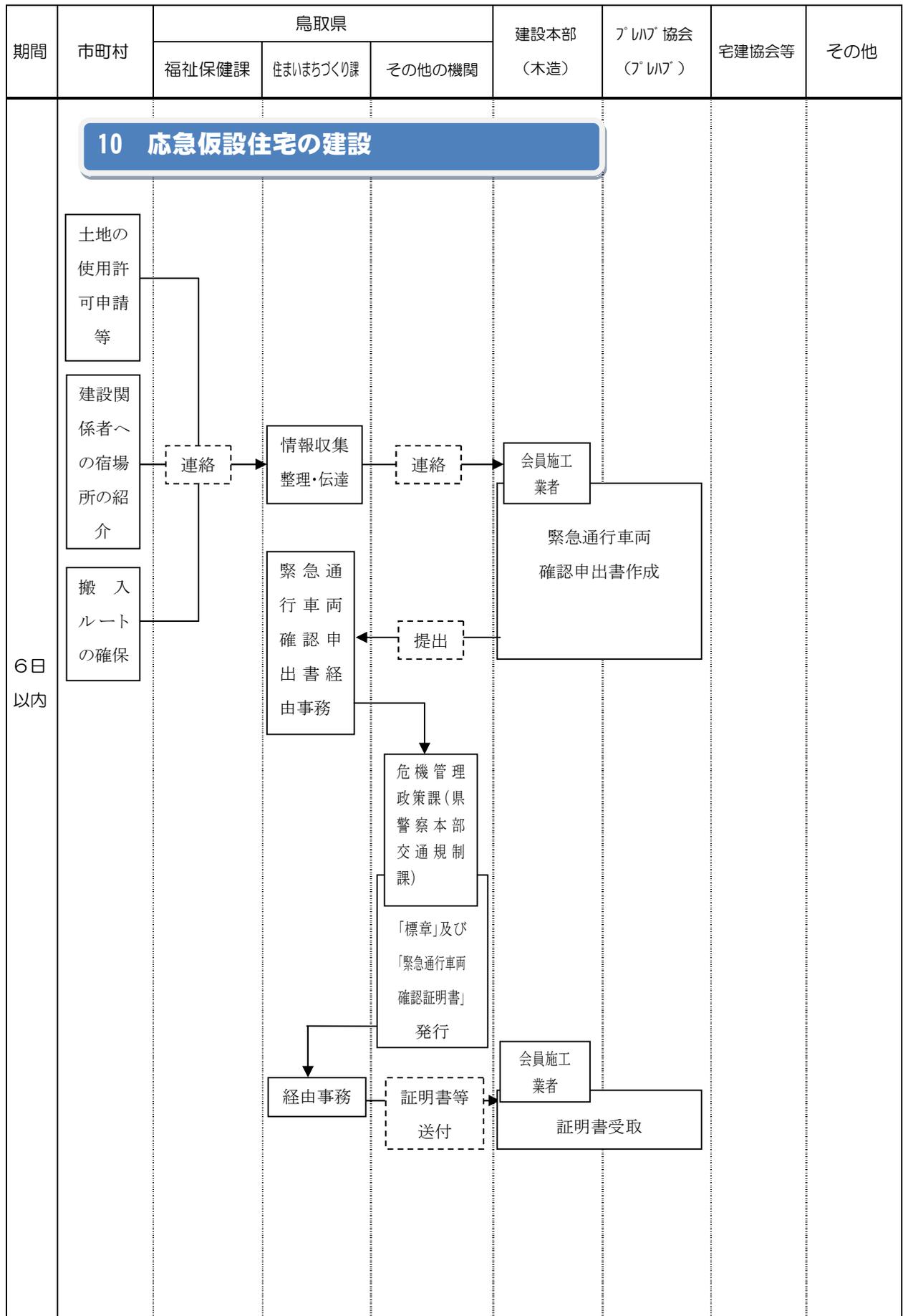
10 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設地の使用手続きについて、県有地は県（住まいまちづくり課）が、それ以外は当該応急仮設住宅を管理する市町村が行います。
- (2) 市町村有地については、当該財産を管理する市町村の規則等に従い使用手続を行います。
- (3) 国有普通財産については、中国財務局に貸付申請を行います。なお、地方公共団体が災害時の応急措置用に供するときは、無償貸与を受けることができるとされています。【国有財産法第22条第1項第3号】
- (4) 民有地を使用する場合は権利関係を明確化するため、土地賃貸借契約の締結が原則です。なお、当該土地の賃貸借に係る費用は、応急仮設住宅を管理する市町村の負担となります。
- (5) 県有地を使用して応急仮設住宅を建設する場合は、県（住まいまちづくり課）が公有財産の所属換又は使用承認申請等により、建設地の使用手続を行います。【鳥取県公有財産事務取扱規則第9条、29条】
- (6) 応急仮設住宅を管理する市町村は会員施工業者の求めに応じ、宿泊場所の確保等施工体制の確立を支援します。
- (7) 応急仮設住宅を管理する市町村は資機材の搬入ルートを確認し、県（住まいまちづくり課）を通して会員施工業者に連絡します。
- (8) 会員施工業者は「緊急通行車両確認申出書」を作成し、県（住まいまちづくり課）に提出します。
県（住まいまちづくり課）は「緊急通行車両確認申出書」を取りまとめ、県（危機管理政策課）（又は県警察本部交通規制課）に提出します。
- (9) 県（住まいまちづくり課）は県（危機管理政策課）（又は県警察本部交通規制課）から「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受け、会員施工業者に送付します。

（参考）

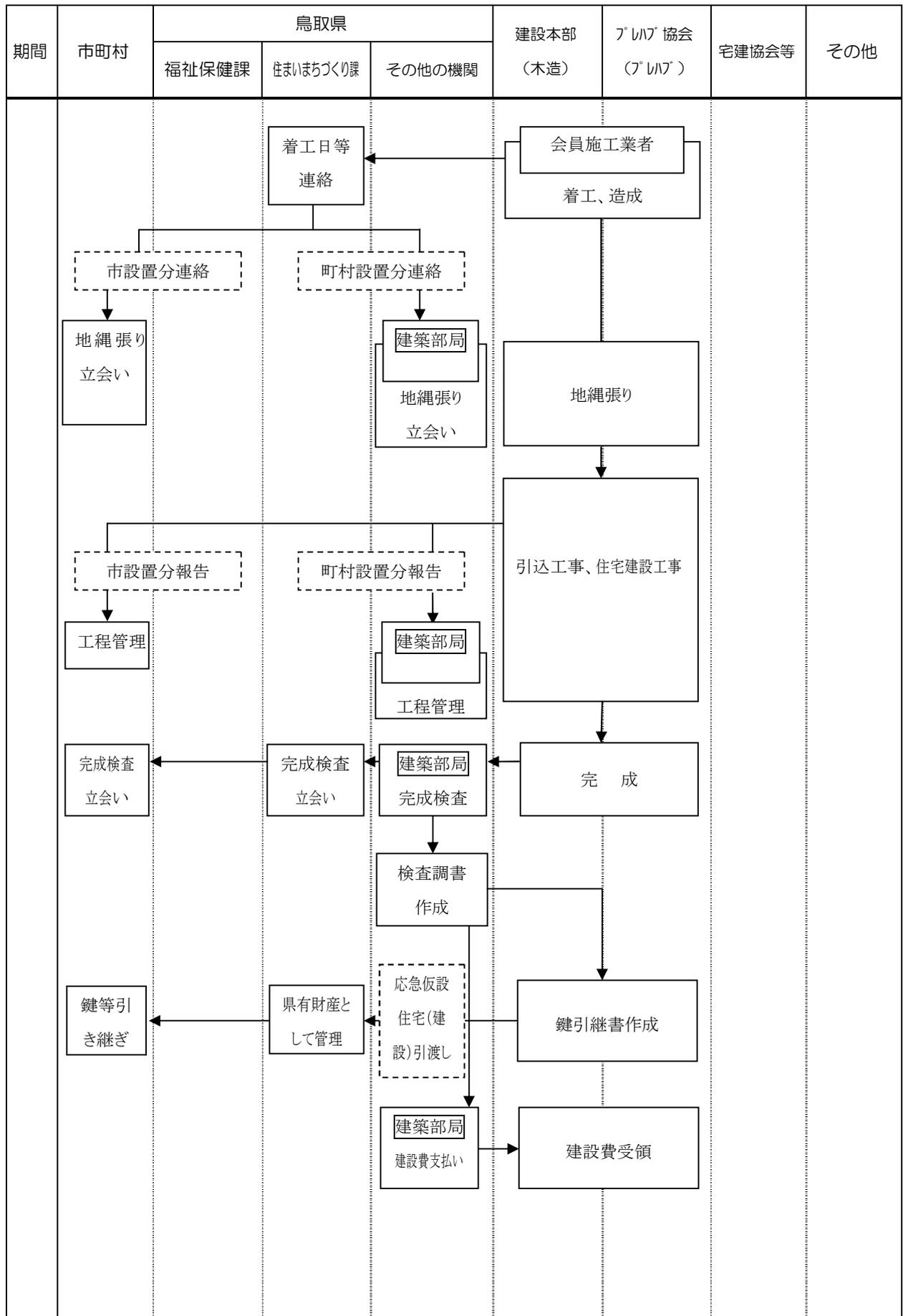
※プレハブの応急仮設住宅は原則リース契約により整備しますが、事務の流れは基本的に建設と同じです。

※阪神・淡路大震災においては、民有地を賃借した事例がありますが、その地代は市町村負担となっています。また、公租公課の減免により無償で借り上げた事例もあります。



- (10) 会員施工業者は建設に着手します。
- (11) 会員施工業者は県（住まいまちづくり課）を通して、市の場合は当該市に、町村の場合は県（建築部局）に事前に連絡し、担当職員立会いの下に地縄張りを行います。
- (12) 会員施工業者は応急仮設住宅建設工事を実施し、工事の進捗状況を市の場合は当該市へ、町村の場合は県（建築部局）に報告します。
- (13) 災害時の応急仮設住宅にかかる工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」第9条第1項の「正当な理由」として分別解体及び再資源化等の適用は免除されますが、建設工事に伴う廃棄物については、廃棄物処理法等にしたがって適正に処理します。
- (14) 会員施工業者は応急仮設住宅の工事が完成したときは、県（建築部局）に工事完成届を提出します。
- (15) 県（建築部局）は工事完成届を収受した日から14日以内に、施工業者及び応急仮設住宅を管理する市町村立会いの上検査を行います。
- (16) 検査に合格した場合は、会員施工業者から県（住まいまちづくり課）に当該応急仮設住宅を引き渡します。
- (17) 県（住まいまちづくり課）は応急仮設住宅を管理する市町村に、当該住宅の鍵及び鍵引継書を引き継ぎます。
- (18) 県（住まいまちづくり課）は県（建築部局）に応急仮設住宅に係る支払いを依頼し、県（建築部局）は会員施工業者に建設費を支払います。
- (19) 応急仮設住宅を建設又は購入した場合には、県（財源確保推進課）が（財）都道府県会館（災害共済部）に火災保険の加入申し込みを行います。

財団法人 都道府県会館
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3
（災害共済事業）
電話 03-5212-9138
FAX 03-5212-9139

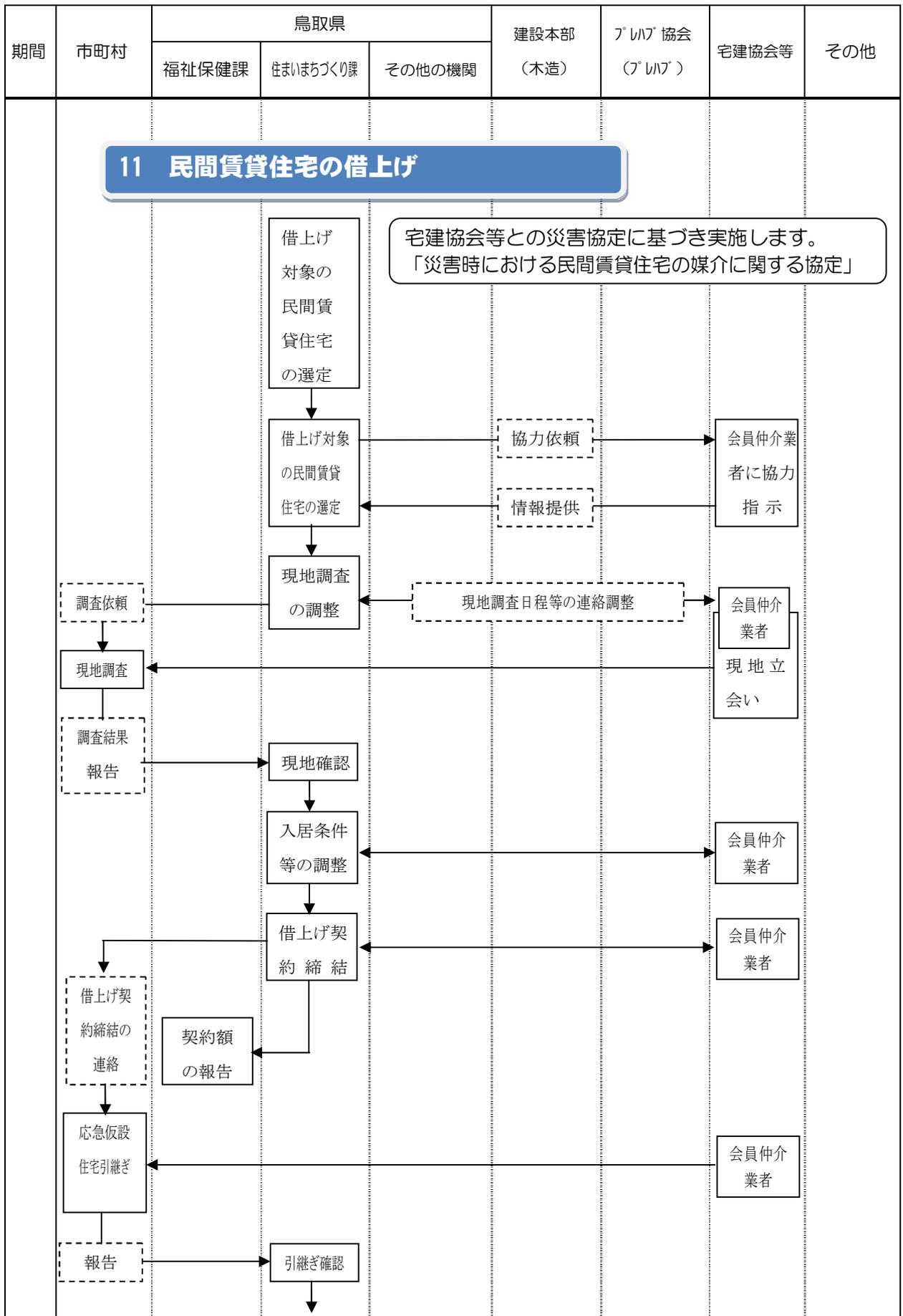


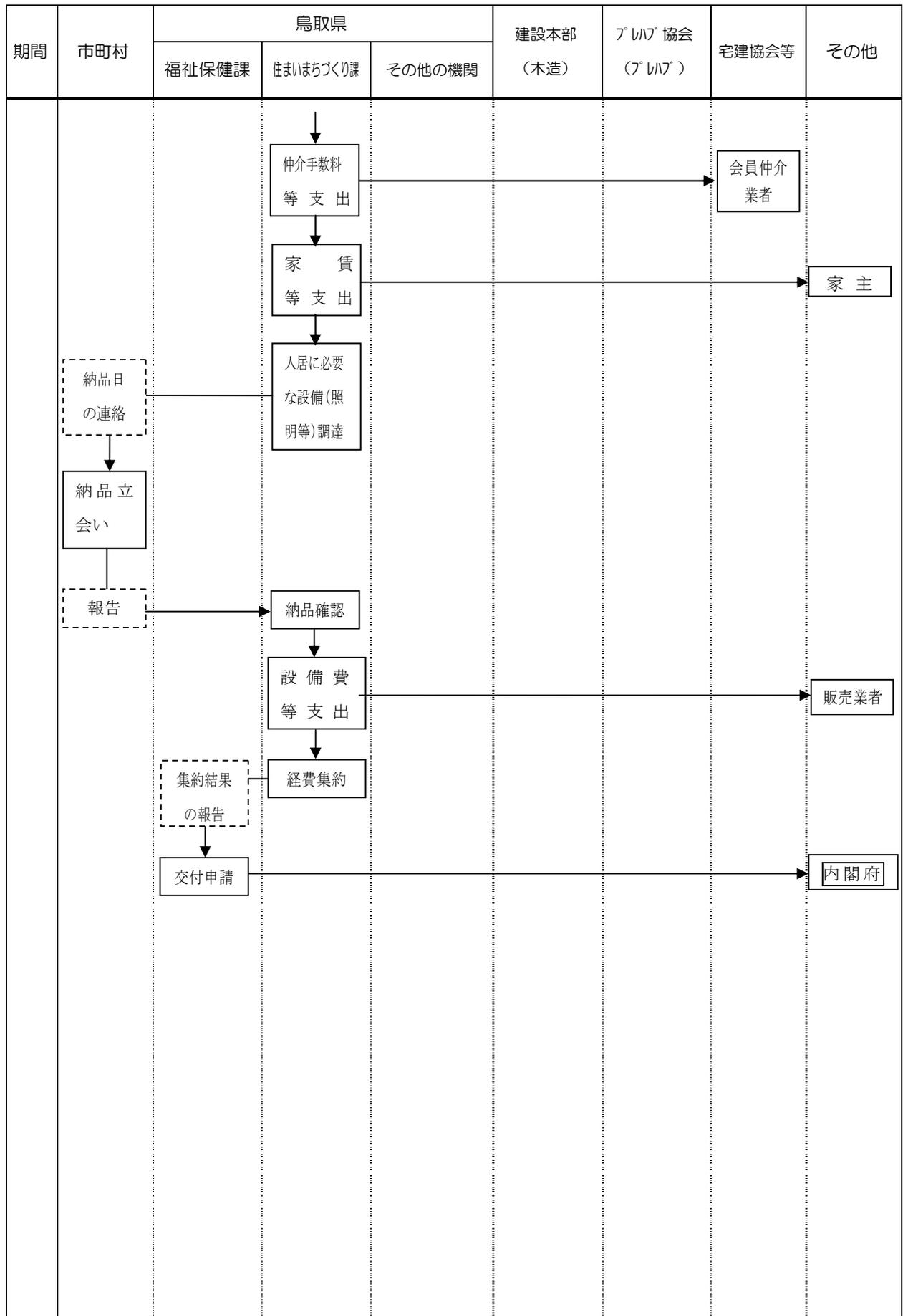
【STEP 4】民間賃貸住宅の借上げ

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年10月1日内閣府告示第228号）では、応急仮設住宅の設置に代えて民間賃貸住宅の借上げを実施し、これらを提供することができるかと規定されています。また、会計検査院では東日本大震災における被災7県で建設された応急仮設住宅建設費の実績から、自治体が民間賃貸住宅を借上げて提供する「みなし仮設」の費用が経済的であると指摘していることから、まずは「みなし仮設」により優先的に対応するよう検討します。

11 民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 県（住まいまちづくり課）は協定に基づき宅建協会等から提供された空き家状況リストを基に、借上げ対象となる民間賃貸住宅の選定を行います。このとき、主として費用及び入居管理の視点から選定し、明らかに応急仮設住宅としての基準を満たさないものを選定対象から除きます。
 - (2) 県（住まいまちづくり課）は宅建協会等に借上げを行う民間賃貸住宅のリストを提出し、協力を依頼します。
 - (3) 宅建協会等は会員（仲介業者）に県への協力を指示するとともに、県（住まいまちづくり課）に会員（仲介業者）を紹介します。このとき、既に契約済みとなっている物件があれば、その旨を県（住まいまちづくり課）に報告します。
 - (4) 県（住まいまちづくり課）は会員（仲介業者）及び応急仮設住宅として利用予定の市町村並びに被災市町村と現地調査の日程を調整し、利用予定の市町村に利用の可否について調査を依頼します。
 - (5) 利用予定の市町村は調査結果を県（住まいまちづくり課）に報告します。
 - (6) 当該調査結果が利用可の場合は、県（住まいまちづくり課）は会員（仲介業者）と入居条件（契約時の重要事項説明書の記載項目等）を確認します。
 - (7) 県（住まいまちづくり課）は借上げ対象として適当と判断したときは、会員（仲介業者）と借上げ契約を締結し、契約を締結した旨を県（福祉保健課）及び利用対象の市町村に報告します。報告を受けた県（福祉保健課）は内閣府に交付申請を行います。
 - (8) 利用予定の市町村は会員（仲介業者）から鍵を提供してもらい、応急仮設住宅としての引継ぎを受け、県（住まいまちづくり課）に引継ぎが完了した旨を報告します。
 - (9) 県（住まいまちづくり課）は利用予定の市町村からの報告を受け、家賃等を家主（貸主）に支払います。
 - (10) 県（住まいまちづくり課）は照明やガステーブルなど入居に必要な設備がある場合は、それらを調達し利用予定の市町村に納品します。【平成23年5月30日社援総発0530第1号】
 - (11) 県（住まいまちづくり課）は市町村からの納品確認を受け、それらの設備費等を販売業者に支払います。
- （参考）** 国からの国庫補助金が支給されない被災市町村以外の町有地に建てられた仮設住宅も、賃貸住宅として国庫補助金で借上げてもらうことも可能です（参考：岩手県県土整備部建築住宅課（2011）『東日本大震災津波対策の活動記録』）。

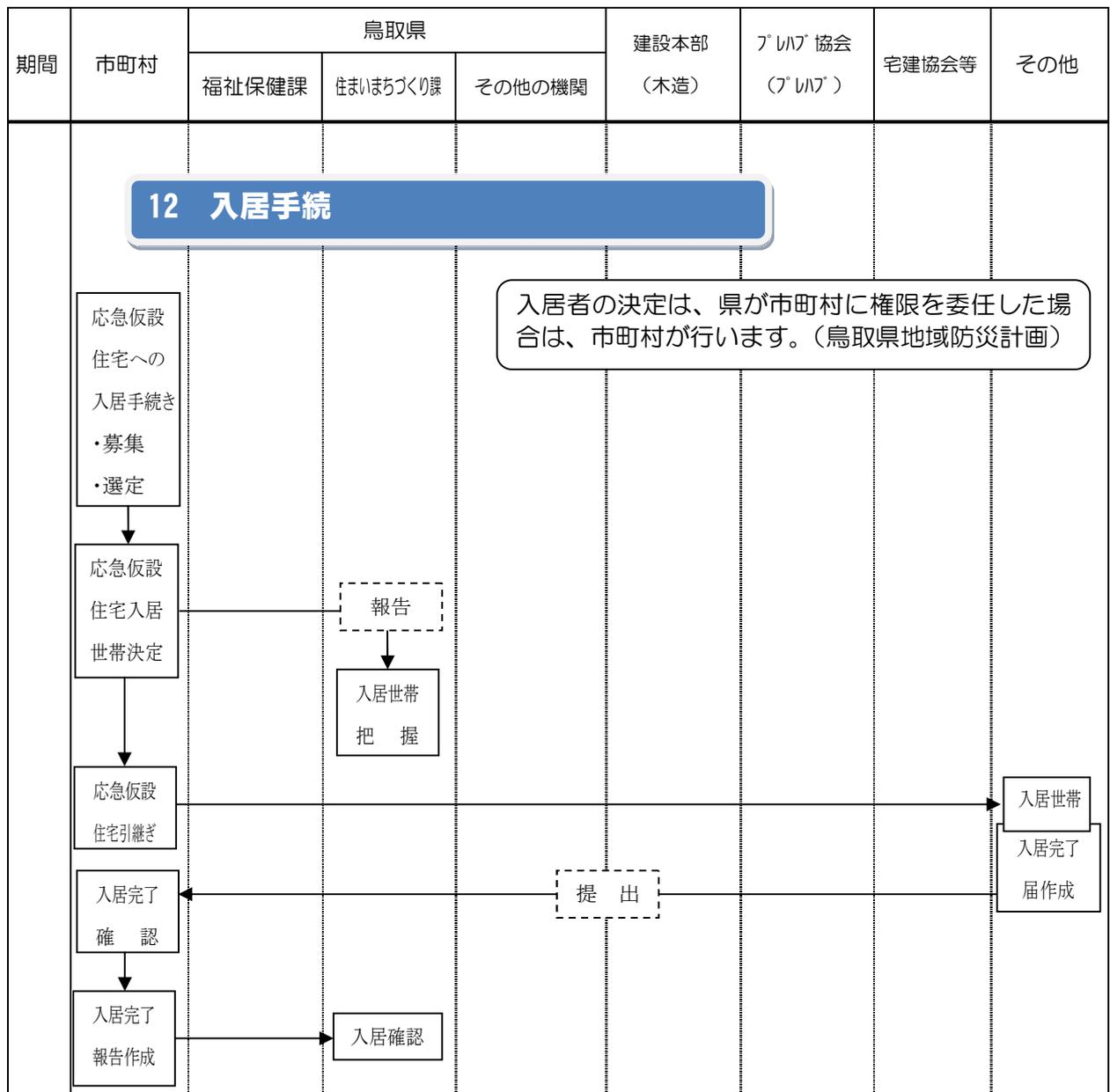




【STEP 5】 応急仮設住宅のへの入居

12 入居手続

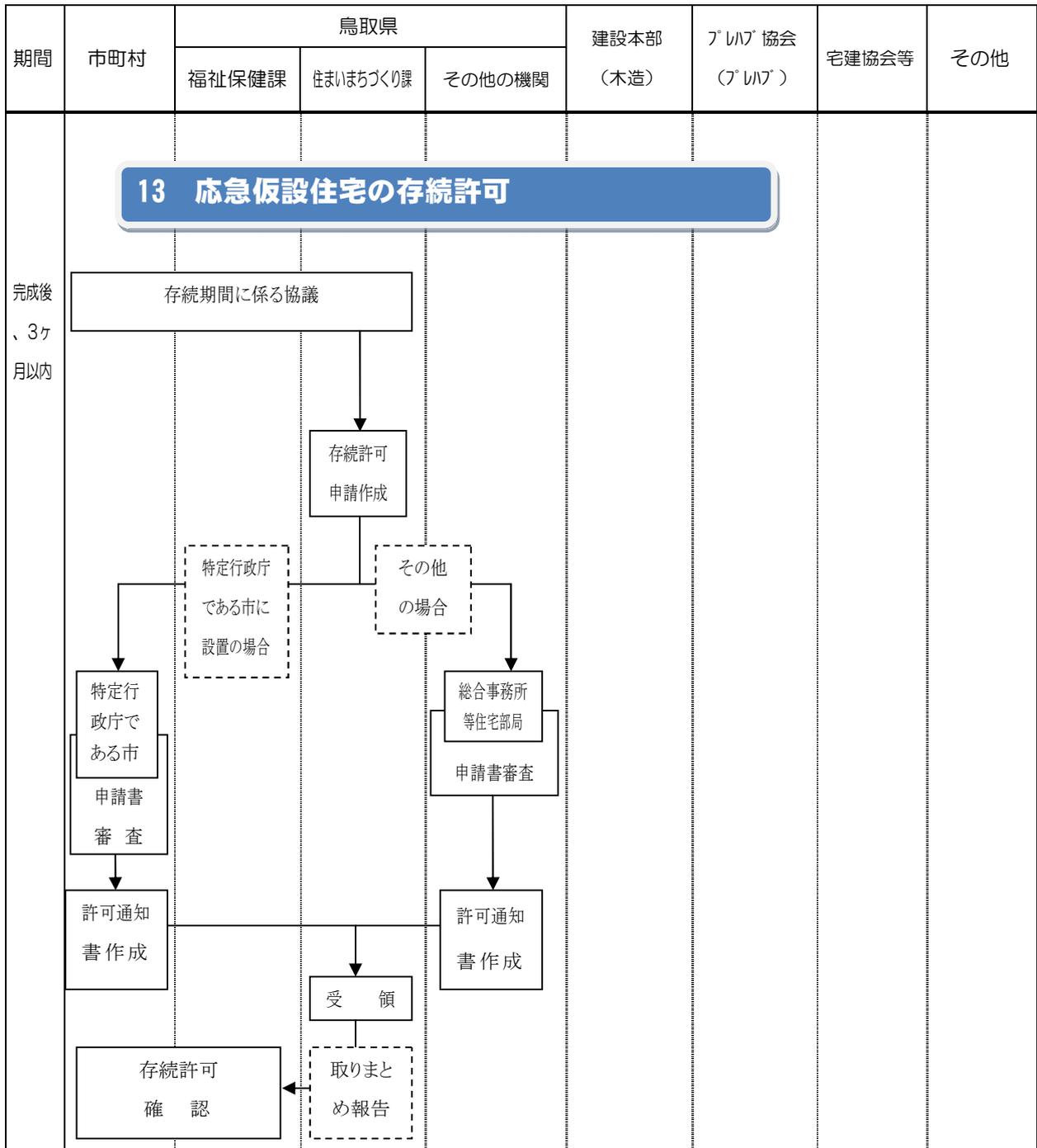
- (1) 応急仮設住宅の引継ぎを受けることとなった市町村は、速やかに応急仮設住宅の募集を行います。
- (2) 市町村は入居世帯が決定したら応募世帯に通知するとともに、県（住まいまちづくり課）に報告します。県（住まいまちづくり課）は各市町村からの報告を取りまとめ、応急仮設住宅の入居状況を把握します。
- (3) 市町村は県（住まいまちづくり課）から応急仮設住宅の引継ぎを受けたら、速やかに入居世帯へ応急仮設住宅を引き継ぎます。
- (4) 入居世帯は入居した段階で入居完了届を作成し、市町村へ提出します。
- (5) 市町村は応急仮設住宅の入居状況を確認し、その結果を取りまとめの上、入居完了報告を作成して県（住まいまちづくり課）に報告します。



【STEP 6】 応急仮設住宅の管理

13 応急仮設住宅の存続許可

- (1) 応急仮設住宅は通常3ヶ月を超えて存続させるため、県（住まいまちづくり課）は県（福祉保健課）及び市町村と協議を行い、存続許可申請書を作成します。応急仮設住宅の建設場所が特定行政庁である市（鳥取市、米子市、倉吉市、境港市）の場合は特定行政庁に、それ以外の場所に建設する場合は東部生活環境事務所又は県各総合事務所の住宅部局に存続許可申請書を提出します。【建築基準法第85条第3項】 県（住まいまちづくり課）は特定行政庁から許可通知が送付された場合、当該通知を受領し解体するまで保管します。

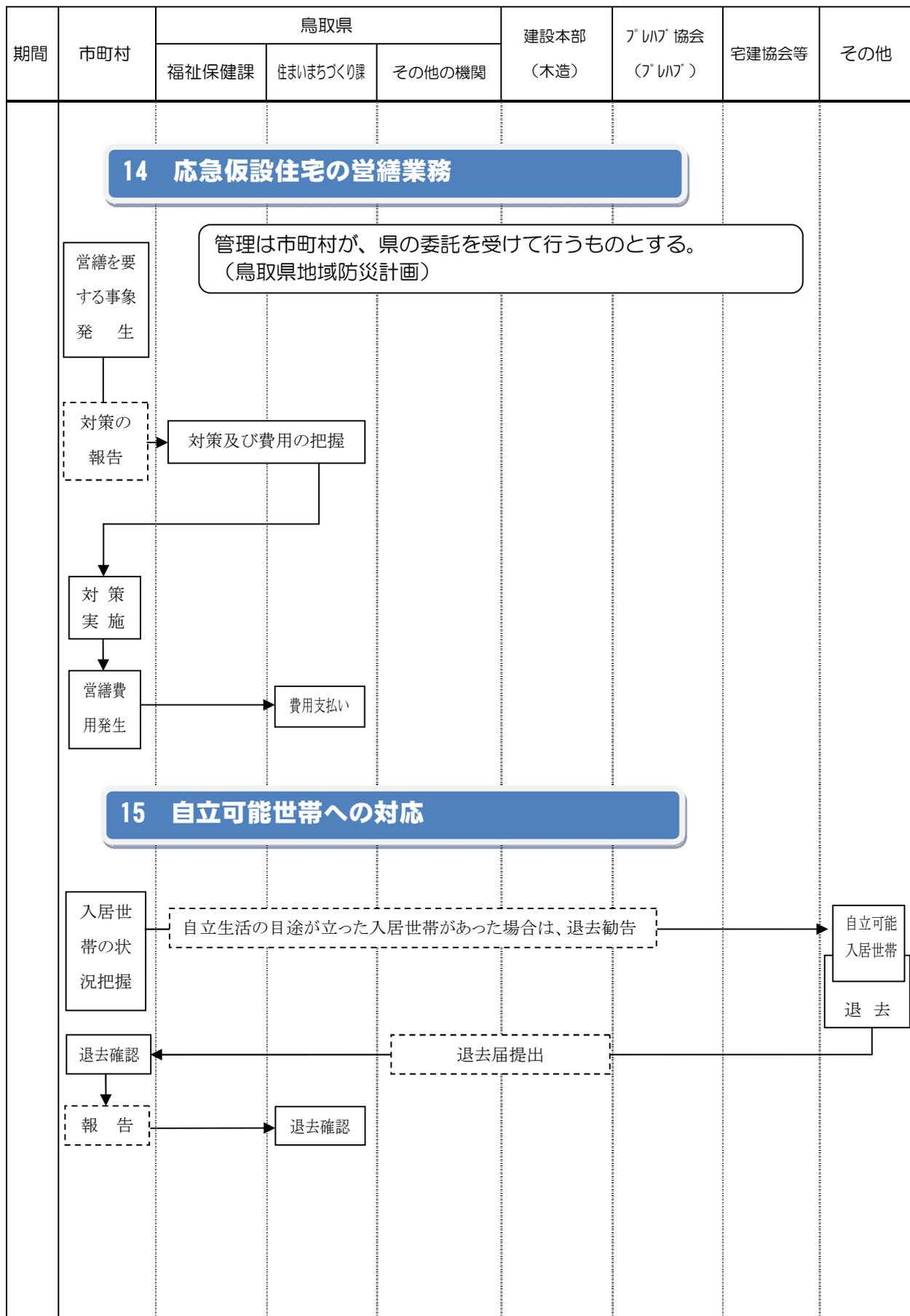


14 応急仮設住宅の営繕業務

- (1) 営繕を要する事象が発生した場合、応急仮設住宅を管理する市町村は、対応内容及び費用（見積書）を県（住まいまちづくり課）に報告します。県（住まいまちづくり課）は内容及び費用を把握した後、県（福祉保健課）に報告します。市町村は県（住まいまちづくり課）から了解を得た上で対策を実施します。市町村は対策が完了した段階で、県（住まいまちづくり課）に完了した旨の報告を行います。
- (2) このとき、技術的な問題等があり、市町村単独では対策が立てられない場合には、県（住まいまちづくり課）が技術的な支援を行います。
- (3) 県（住まいまちづくり課）は、市町村から送付された営繕業務に係る見積書及び請求書により、費用を支払います。

15 自立可能世帯への対応

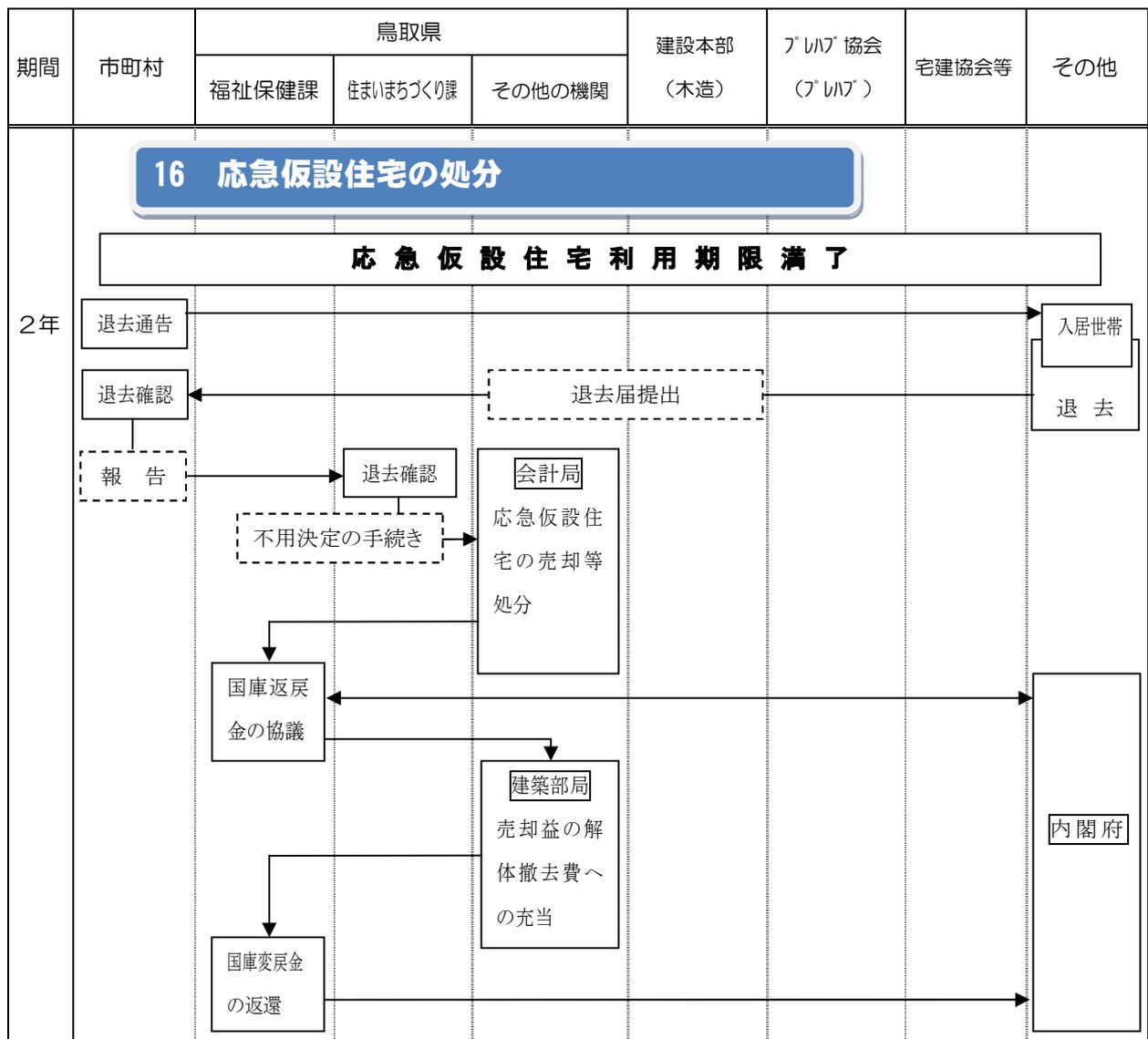
- (1) 応急仮設住宅を管理する市町村は、入居世帯の状況を把握し、その中で住宅の確保など自立生活の目処が立った入居世帯があった場合は、退去勧告を行います。
- (2) 当該入居世帯は、退去に当たっては、退去届けを市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去届けを確認した上で、県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (4) 市町村は、自立可能世帯への対応の外、入居者の実態を把握した上で、公営住宅等への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋、社会福祉施設等への入所等を積極的に進めます。



【STEP 7】 応急仮設住宅の処分及び精算

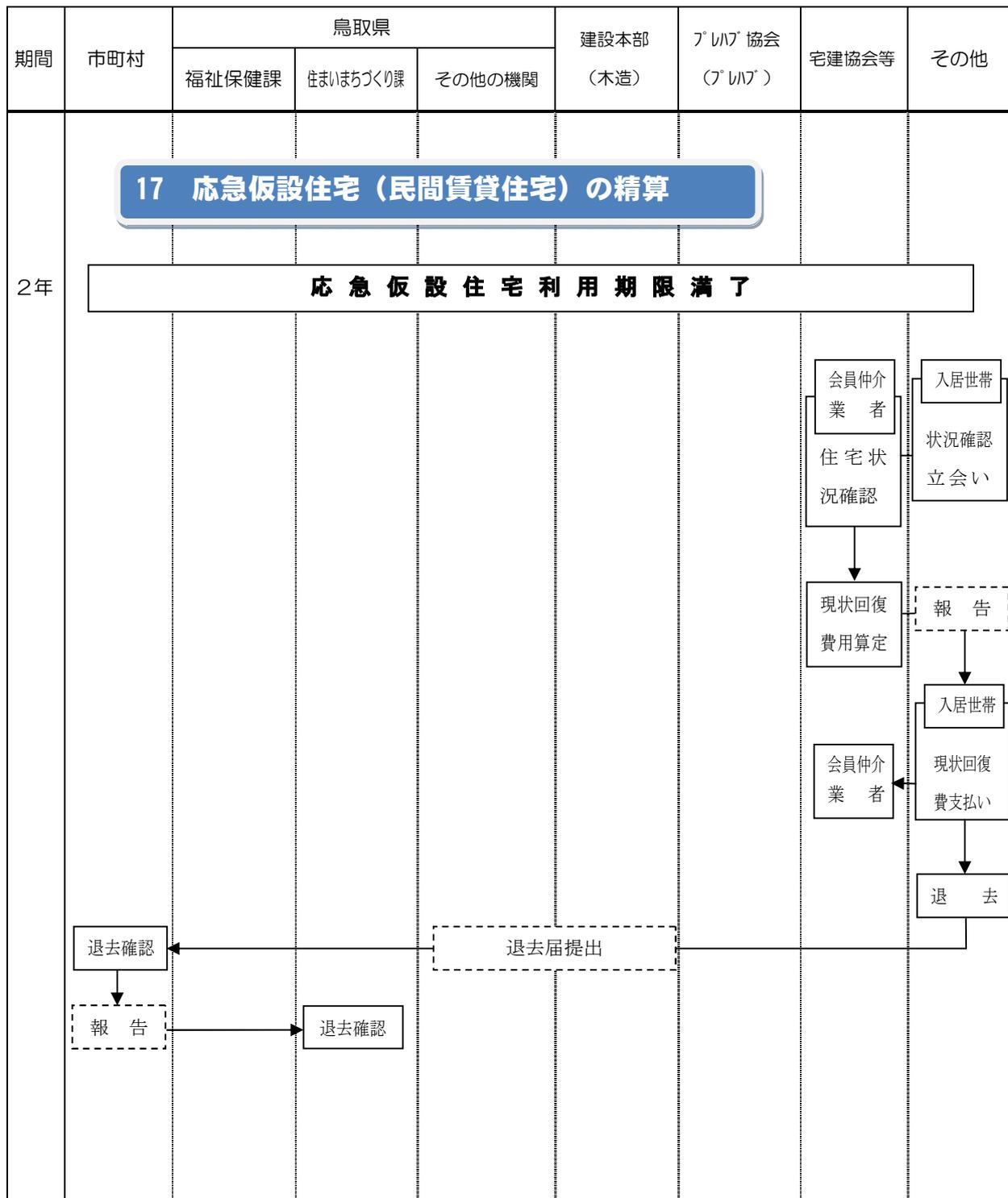
16 応急仮設住宅の処分

- (1) 応急仮設住宅を管理する市町村は、竣工後2年を経過し、応急仮設住宅の利用期限が満了する前に入居世帯に対して期限を決めて、退去通告をします。
- (2) 応急仮設住宅に入居している各世帯は、退去届を市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去を確認した上で、県（住まいまちづくり課）に報告します。
- (4) 県（福祉保健課と住まいまちづくり課）は、応急仮設住宅の利用期限を考慮に入れ、事前に県（会計局）と協議を行い、応急仮設住宅の売却等処分の準備を始めます。
- (5) 県（住まいまちづくり課）は、応急仮設住宅の売却相場や売却先、売却方法などについての情報を収集します。
- (6) 県（会計局）は、県（住まいまちづくり課）の収集した情報などを基に可能な限り売却し、県（建築部局）は売却益を解体撤去費に充当します。不足する場合は、県費で負担します。余りがある場合は、国庫返戻金が発生しますので、県（福祉保健課）は内閣府と調整し、返還します。
- (7) なお、竣工後2年以内に目的を達成した場合には、内閣総理大臣の承認を得て、処分できます。
- (8) リースの場合は、契約相手に撤去を依頼します。



17 応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の精算

- (1) 契約期間満了に伴い、会員（仲介業者）又は家主は入居世帯立会いの上で、住宅の状況を確認し原状回復費用を算定の上、入居世帯に請求します。
- (2) 入居世帯は、原状回復費用を会員（仲介業者）又は家主（貸主）に支払い、応急仮設住宅から退去します。退去の際、退去届を応急仮設住宅を管理する市町村に提出します。
- (3) 市町村は、退去を確認し、その旨を県（住まいまちづくり課）に報告します。



Ⅲ 建設地選定基準

1 建設可能地について

建設可能地は、公有地（都道府県、市町村）、国有地、民有地（無償）があげられ、公有地、国有地については、事前にデータベース化又はリスト化（以下「データベース化等」）し、民有地については、土地所有者とあらかじめ協定等を締結しておく必要があります。

原則として、まずは公有地又は国有地を活用することとし、それでもなお不足する場合には、民有地を活用するという選択肢もありますが、その場合においても無償を原則とします。これは、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局長通知）で、応急仮設住宅の建設用地は、公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、土地の借料は含まれないこととなっているためです。

なお、東日本大震災においては災害救助法での借地料の国庫補助が認められましたが、その場合の賃料はその地域の平均相場より低い設定としています。

2 建設地選定基準について

被害状況等を勘案して、次の条件により総合的に決定し、公有地、国有地、民有地の順に選定します。なお、建設用地の選定・確保は市町村が行います。

(1) 基本情報

敷地面積、想定建設戸数等、土地の所有者・管理者及びその了解の有無 等

(2) 周辺環境の状況

2次災害の危険性（浸水、土砂災害等）、取り付け道路の幅員（工事車両のアクセス可能性）、周辺の既存の生活利便施設 等

なお、交通の不便な場所とならざるを得ない場合、バス路線の整備等、関係部局の対応を得るための情報提供を行います。

(3) 敷地の状況

ライフライン（電気、ガス、上下水道（井戸水の利用可能性）、浄化槽設置の可否、消防水利（消火栓や防火水槽、代替機能）、携帯電話電波 等）の整備状況、造成工事の必要性 等

3 チェックリストの作成について

上記の項目を整理して、建設可能地毎に現地調査してチェックリストを作成し、地域毎にデータベース化等を行います。チェックリストで整理する項目（確認時期も記録しておく）を次に示します。

4 復興計画との整合について

東日本大震災において、災害公営住宅等の復興住宅の建設用地が足りなくなった状況を鑑み、応急仮設住宅の用地選定に際して、その後の本設住宅の供給についても考慮しておくことも、全体の復興プロセスにおいて重要です。

よって、応急仮設住宅と復興住宅の用地振り分けの検討や、応急仮設住宅から復興住宅への段階的な土地利用の転換の計画等についても検討しておく必要があります。

5 建設用地必要面積について

岩手県県土整備部建築住宅課(2011)『東日本大震災津波対策の活動記録』によると、応急仮設住宅を建設した敷地面積の実績より1戸当たりの必要敷地面積は80㎡を目安としています。

■チェックリストで整理する項目(その1)

①基本情報	
	市町村名
	地名地番
	敷地面積
	想定建設戸数
	想定利用者数
	配置計画図の有無
	土地所有者
	(民有地の場合) 名義/協定書等の契約の有無/有償・無償/2年以上の借用の可否。可の場合の借用期間
	(農地の場合) 転用手続きの有無
	必要な施設
②周辺環境の状況	
安全性	災害(洪水・内水・高潮・津波・土砂災害・火山等)での被害想定区域
	資材搬入等経路(道路の幅員m)
	土砂災害警戒区域の指定
	急傾斜崩壊危険区域の指定
	崖地の有無
	危険物(ガスタンク・危険物倉庫等が近隣にないか)
住環境	悪臭、振動、騒音(鉄道・幹線道路等)
	日当たり
	夜間の敷地までの経路(夜間街路灯の状況)
利便性	駅・バス停までの徒歩での所用時間
	電車・バス(運行本数等)
	医療施設の有無、有の場合は距離
	商店街・スーパーマーケットの有無、有の場合は距離
	公民館、郵便局、学校 などの有無、有の場合は距離

■チェックリストで整理する項目(その2)

③敷地の状況	
敷地造成等	地盤の状況
	木杭で対応できる地盤か。
	敷地の地盤強度（埋立地でないか等）
	敷地境界（ブロック、杭等で明確になっているか。）
	敷地の高低差（法面・擁壁の状況等）
	敷地の排水状況（雨水排水等）
	積雪への対応
ライフライン	上水道・下水道の有無
	下水道がない場合、浄化槽放流先は最寄にあるか
	ガス・LPGの有無
	電気のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、高圧か低圧か。
	消防水利（消火栓・防火水槽等）の有無、無い場合は代替機能があるか。
電話・テレビ	電話のための電柱（ない場合は最寄の電柱からの距離）、ケーブルテレビの有無
	テレビ：一般放送の受信状況（地上デジタル受信状況など）
	テレビ：衛星放送の受信状況（遮蔽物等）
	難視聴地域

IV 応急仮設住宅建設の留意点

1 配置計画の工夫について

高齢者等の孤立防止、入居者同士の交流促進、コミュニティ形成の観点から、応急仮設住宅地の配置計画上の工夫を行うことが必要です。

上記の観点から、東日本大震災では、玄関を向かい合わせにしたり、掃き出し窓に濡れ縁を設置するといった配置計画等の工夫が取り込まれています。

(参考) 玄関を向かい合わせた配置計画については、「他人から見られる・見える」といったプライバシーに関することや、「居室の日当たりの格差がある」といった入居者の意見もあり、管理市町村から今後玄関対面は採用しないといった意見もあります。(参考：国土交通省住宅局住宅生産課(2012)『応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ』)

2 住棟の配置

住棟の配置は可能な限り、東西又は南北配置とします。

(1) 東西配置

玄関を北向き、主開口部(居室側)を南向きとした並列配置を基本とします。これにより、日照に関する不公平が生じにくい配置となります。

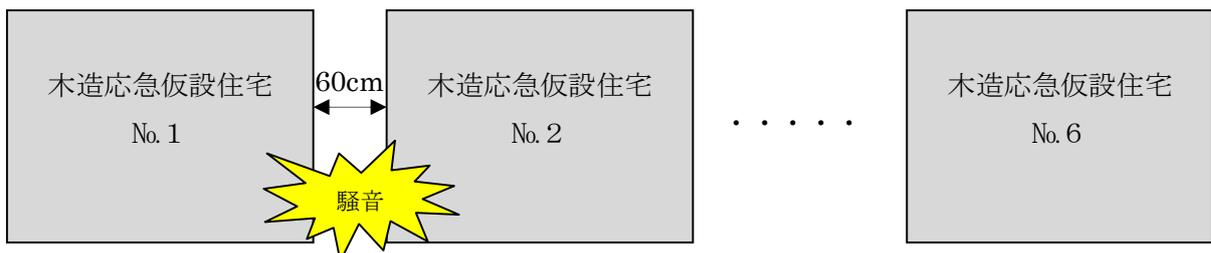
(2) 南北配置

主開口部(居室側)が向かい合い、棟別に東及び西に向く中庭を形成するような形式とすることで、入居者間のコミュニティの形成及び維持がしやすくなりますが、その反面プライバシーの問題が生じます。水回りによっては、向かい合う2棟で外部の給排水配管を1系統とする経済的な施工が可能となります。

3 連棟

連棟住戸で計画する場合は、通路等の動線計画を考慮すると、2戸から6戸とするのが基本となります。(左記戸数は、参考：神奈川県(2006)『神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル』)

鳥取県の木造応急仮設住宅については、全戸戸建て形式としています。これは、連棟式では起伏のある敷地では様々なタイプを設計する必要があり設計に時間がかかる、アパートなどへの居住経験が無い入居者は、隣の音が気になるなどの問題が生じる事等を考慮し、隣戸間に隙間(60cm[※])をとることとしたものです。(参考：木を活かす建築推進協議会(2012)「福島県三春町における木造による応急仮設住宅の建設」『木を活かした応急仮設住宅等事例集』)



＜東日本大震災における、玄関の向かい合わせ等による配置計画の工夫例

(福島県三春町の事例)＞

孤立の防止、コミュニケーションの促進等の観点から、配置計画を工夫して仮設住宅棟の玄関を向かい合わせにしたり、南側居室の開口を掃き出し窓にして縁台を設けるなどの取組みが行われている。

【福島県三春町の事例】

【事業者】三春町復興住宅つくる会(代表事業者 株式会社 はしもと住宅店)

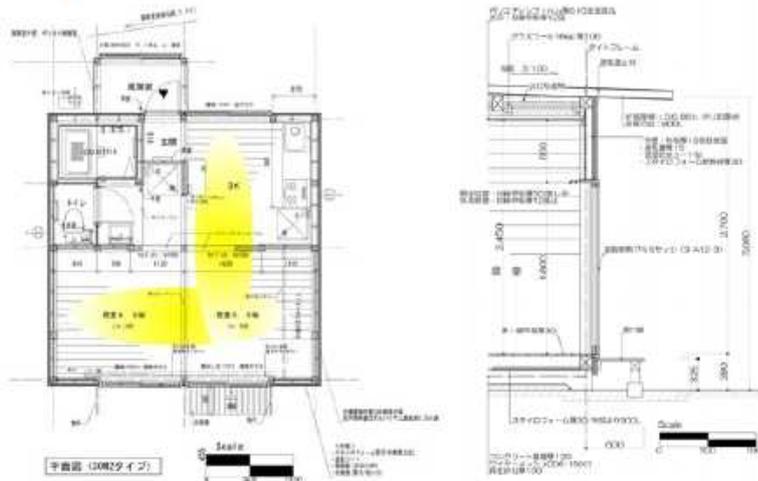
【構造】在来木軸工法

【所在地・戸数】三春町旧中郷小学校地区・19戸

【着工日】平成23年6月7日 【全戸完成日】平成23年7月22日



【標準プラン】



4 戸別面積

- (1) 単身用：19.8 m² (6 坪)
- (2) 小家族（2～3人）用：29.7 m² (9 坪)
*標準規格として最も多く活用されている。
- (3) 大家族（4人以上）用：39.6 m² (12 坪)

5 造成

- (1) 高低差：高低差の処理は法面で行い、擁壁などの工作物は極力設けません。
- (2) 雨水排水：表面排水が可能なように、宅地の高さを設定します。
- (3) 給水：市、公営水道に直結します。
- (4) 汚水：公共下水道に直結します。ただし、公共下水道が未整備の場合は、合併処理浄化槽を設置します。

6 応急仮設住宅

(1) 一般的な仕様及び設備

原則として、災害救助法に基づく災害救助基準により整備を行うこととなりますが、地域の実態あるいは被災者のニーズに合わない場合には、戸数、規模、設備などについて、内閣総理大臣と協議することにより、融通性を持たせた「特別基準」を運用してもよいことになっています。

ア. 各部仕様

- (1) 屋根については、夏場の日射による温度上昇を抑制する措置（遮熱、断熱措置）を行います。
- (2) 居室の開口部については、外との出入りやコミュニティ等の観点から、「腰窓」ではなく「掃き出し窓」を設けます。ただし、豪雪地では、積雪の深さを考慮します。
- (3) 玄関については、通風等の観点から、「網戸」の設置を標準とします。
- (4) 木造応急仮設住宅の居室については、「無垢フローリング」又は「畳の間」を標準仕様とします。
- (5) 開口部は、二重サッシ又はペアガラス入り建具を標準とし、地域区分により仕様を検討します。
- (6) 立地条件等に合わせ、「物干し場」のフックの取り付け位置、「庇」の設置や長さ及び「風除室」の設置等について検討します。
- (7) 木造応急仮設住宅に使用する木材は、鳥取エコハウス推進協議会が開発した鳥取県産規格材を使用します。（「VI. 6 鳥取県産規格材（P69）」参照）

<構造種別の例>



鉄骨造(組み立て式)



鉄骨造(ユニットタイプ)



木造(軸組工法)



木造(ユニットパネル化)

<仕様例>



事例1: 玄関を向かい合わせにした配置
(福島県三春町)



事例2: 掃き出し窓



事例3: 畳の設置(福島県)



事例4: 物干し



事例5: 玄関を向かい合わせにし、バリアフリー化のためのデッキを設置(岩手県遠野市)

イ. 設備仕様

- (1) 空調設備については、エアコンを 2 台設置することを前提とした仕様とします。一方、居室間の間仕切り壁の工夫によって、エアコン 1 台でも複数室を空調できるようにします。
- (2) 給湯設備については、浴室、洗面、キッチンの 3 点給湯とし、浴室については、ユニットバス（追い焚き付き機能付き）とします。
- (3) 浴室のシャワーの取り付け位置は浴槽上の壁面ではなく、洗い場側の壁面に設置します。
- (4) 浴槽にためた残り湯を洗濯水に使えるように、浴室と洗濯機（洗濯機パン）の位置に配慮した平面計画とします。
- (5) 室内には、住宅用火災報知器を設置します。
- (6) 外部設備として、テレビアンテナ及び郵便受けをそれぞれ 1 箇所設置します。

<設備の例>



事例1:浴室のシャワー取り付け



事例2:浄化槽の設置

(2) 高齢者仕様

- (1) 扉の仕様（引き戸または片開き）や玄関扉等の開口幅、玄関・トイレ・浴室及びその他必要な部分への手すりの設置等に配慮をして計画します。
- (2) トイレ・浴室等の出入り口の段差解消や入浴しやすい浴槽のまたぎの深さについて、実現性を含め検討します。
- (3) 玄関に通じる敷地内通路はアスファルト舗装を標準とし、必要に応じて出入り口のスロープを設置します。

(3) その他

日よけ、緑のカーテンなど、暑さ対策の付加的な措置を検討します。

(4) 福祉仮設住宅

段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であっても日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できます。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要に応じて設置を検討します。

設置の際には、必要な戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して計画します。

<バリアフリー対応の例>



事例1:玄関内外の手すり



事例2:トイレの手すり



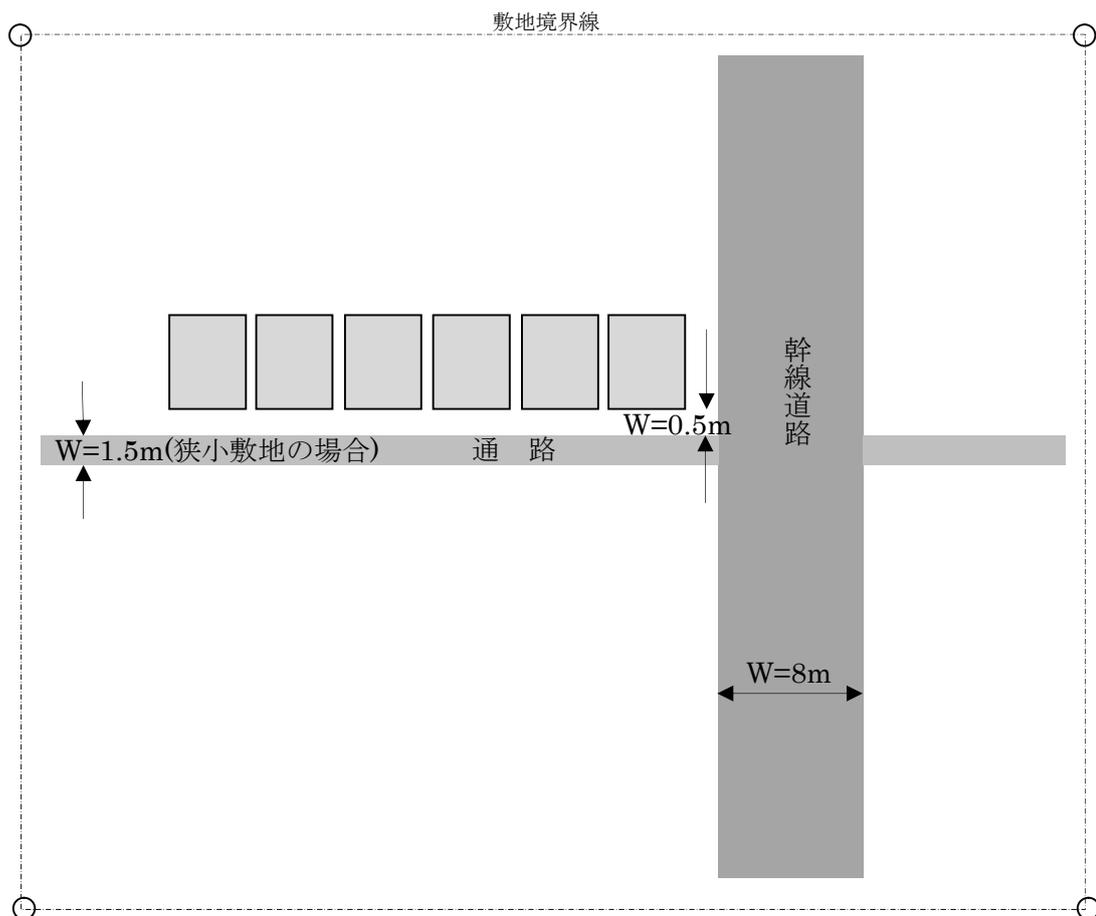
事例3:住戸前の舗装、スロープの設置



事例4:浴室前の段差

7 道路・通路

- (1) 団地内幹線道路は、車道幅 8m を標準とします。
- (2) 住戸へ至る通路は敷地の許容があれば、荷物搬入を考慮し、自動車の進入が出来る幅員とします。敷地にゆとりがなく、自動車の進入が出来ない場合は幅員 1.5m 程度とします。道から各住戸までの最大距離は、消防条例に定めがなければ、50cm とします。
- (3) 道路及び通路のアスファルト舗装仕様は、路盤 150mm、アスコン 40mm 程度とします。



(参考：神奈川県 (2006) 『神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル』)

8 駐車場

建設戸数の70%相当の駐車台数を計画します。ただし、道路管理者が路上駐車を認めるなど、特段の事情があれば50%程度とします。駐車場の舗装は、原則、砂利敷き程度としますが、状況によりアスファルト舗装も検討します。

9 駐輪場

敷地にゆとりがあり駐輪場が設置できる場合は、1戸1台程度の規模の駐輪場を計画します。

設置が出来ない場合は、自転車を各住宅の入り口付近に駐輪することが想定されるため、通路幅に余裕が必要となります。



10 広場

- (1) 多目的広場 : 資材の搬入及び集会など多目的に利用することを想定し、車道に接して設置します。規模は1戸当たり2~3㎡を標準とし、進入路等の仕様は車両が乗り入れできるように、アスファルト舗装とします。
- (2) 児童の遊び場 : 1戸当たり3㎡を目安に設置します。

11 ごみ置き場

1戸当たり0.4㎡を標準とし、給水栓を設置します。なお、事前に建設地の市町村とゴミ収集方法等について協議します。

12 集会所

集会所は、おおむね50戸以上の応急仮設住宅を同一敷地（又は近接地）内に設置した場合に、内閣府と協議した上で設置することができます。多目的広場、駐車場などと一体的に、1団地に1ヶ所の割合で50戸に50㎡、100戸に100㎡程度の規模で計画します。集会所に加え、和室、キッチン、多目的トイレを設け、入り口はスロープとし、高齢者等の利用にも配慮します。

なお、集会所を優先して建設し、応急仮設住宅の建設関係者のための宿舎とすることもできます。

13 サポート施設

応急仮設住宅に入居する高齢者・障がい者等に配慮し、一定規模以上の応急仮設住宅建設地には、地域拠点としてサポート拠点の整備を検討します。また、入居者の安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、コミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

（参考：高齢者・障がい者等のサポート拠点に必要なと考えられる機能（例））

- 総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（LSA）の配置等）
- デイサービス
- 居宅サービス等（居宅会議支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- 配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- 高齢者、障がい者や子供達が集う地域交流スペース



高齢者等のサポート拠点施設（デイサービスセンター）やグループホーム型応急仮設住宅の例について中越地震の際の設置事例を参照すると、中越デイサービスセンターは大規模団地（459戸）における集会所として300㎡のものを設置していることから、東日本大震災の被災県の岩手県は、150戸以上の規模の団地であれば、300㎡のデイサービスセンターを設置することは問題ないと判断しています。

設計においては3方向からの介助が可能なタイプの浴室や、オストメイト対応設備を設置するなどの対応も検討します。高齢者等のサポート拠点は、入り口付近に相談室、会議室やトイレを配置し、外部からの利用者が活用しやすいよう配慮します。

なお、災害救助法の補助対象については、以下のとおり対応します。

参考：災害救助法の補助対象について（岩手県の例）

設備	災害救助法の補助対象	対応
オストメイト対応設備機器、ベビーシート	○	災害救助法の対象とすることで問題ないものとして厚生労働省協議
浴室	△	災害救助法の対象とすることが難しいため、国の補正予算で計上されたサポート拠点等施設費で措置
厨房	△	サポート拠点施設本体のみで、5,000万円程度の費用が見込まれたため、厨房はサポート拠点等設置費等で措置



14 植栽

法面の種子吹き付け等、緑化について検討をします。広場の樹木植栽などについては、原則として既存のものとしします。

15 ペット

応急仮設住宅ならではの特別の事情（使用期間、雪下ろし、ペット等）については、入居者に十分理解してもらう必要があります。

特にペットについては、これまでペットを飼ってきた被災者にペットの飼育を禁止するのも困難なことから、近隣に対する配慮を促すとともに、場合によっては、ペットの飼育を認める団地を設置するなどの対応も必要です。



16 その他

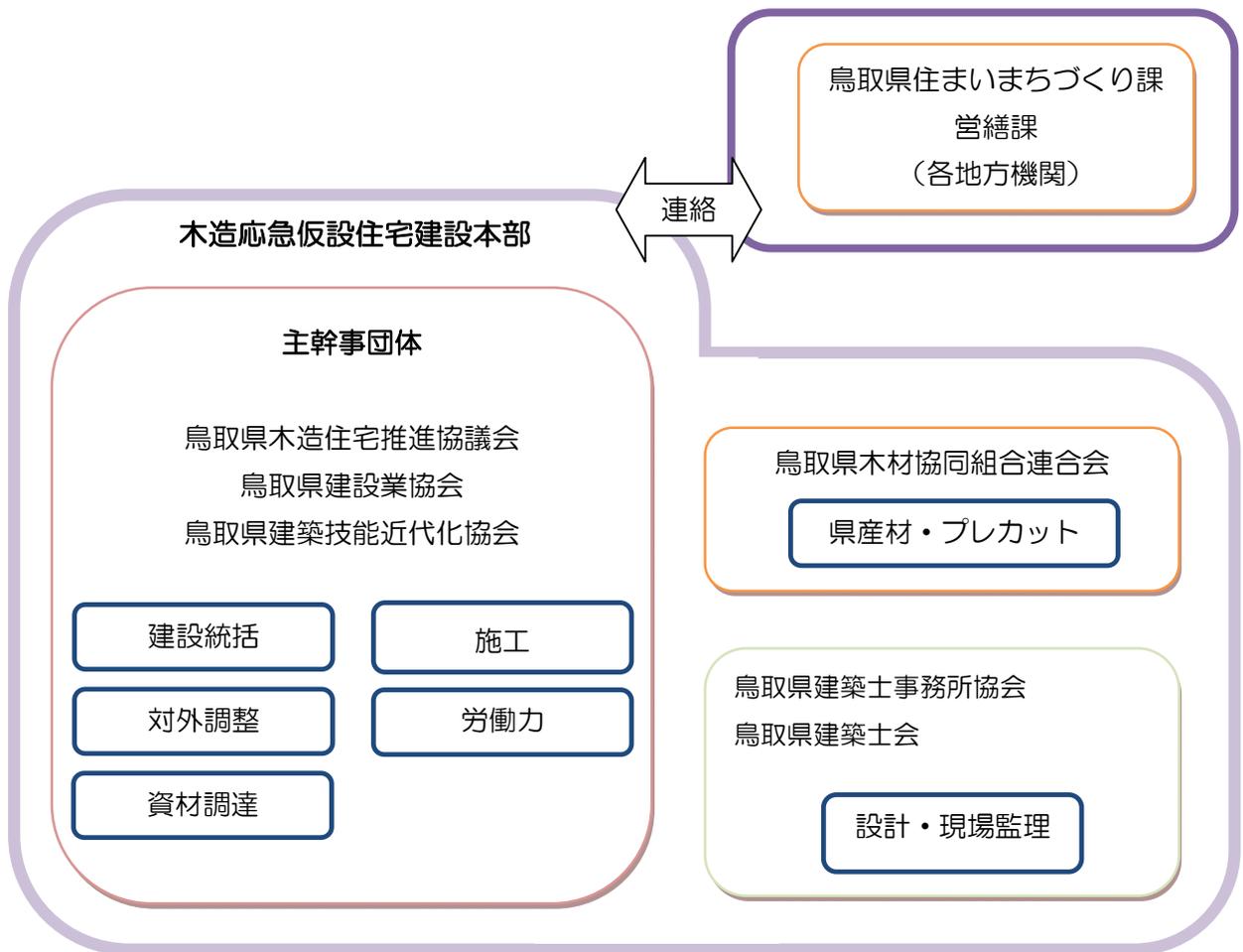
- (1) 外灯（防犯灯）、カーブミラー及び非常ベルの設置について検討します。
- (2) 大規模法面及び擁壁の上部に柵を設けるなど、安全対策を行います。
- (3) 棟番号及び住戸番号を事前に決めるとともに、施設にも名称等を付与します。
- (4) 団地看板、居住者名簿、掲示板、伝言板など適宜設置します。
- (5) 仮設店舗建設用地の確保とその配置図案を検討します。
- (6) 消防水利（防火水槽・消火栓）等の設置について、消防機関と協議を行い、必要に応じて設置を検討します。



V 施工体制の確立（木造）

1 施工体制（木造）

木造応急仮設住宅の建設にあたっては、県内企業の活用と被災者の雇用に十分配慮することが重要です。また、建築工事に不慣れな地元事業者も施工に携わることが想定されるため、施工精度及び均質性等を確保するためには、技術力のある設計事務所等による確実な現場監理のほか、工期短縮のための木材のプレカット（東日本大震災では、プレカットに約1週間/20戸の日数を要しています。）など、省力化への取り組みも重要です。



2 材料の供給体制

東日本大震災では仮設住宅建設にあたって、①近年の住宅着工戸数の低迷により、資材の供給ラインが細くなっていること②資材の在庫も絞っていること③ガソリン不足による物流の混乱④資材工場の被災により、屋根・壁などの鋼板加工建材、断熱材、合板、ゴムパッキンなどの建築資材のほか電気メーターや浄化槽などの設備機器の不足が見られたこと等により、ある程度材料の供給量の把握や供給体制を構築しておくことが必要です。

このことについて、仮設用資材の見直し（汎用品、地元材の活用等）、資材に係る迅速な情報収集・整理・調整体制の事前整理、仮設発注、資材調達方法等について、国の動向を踏まえ検討を行います。

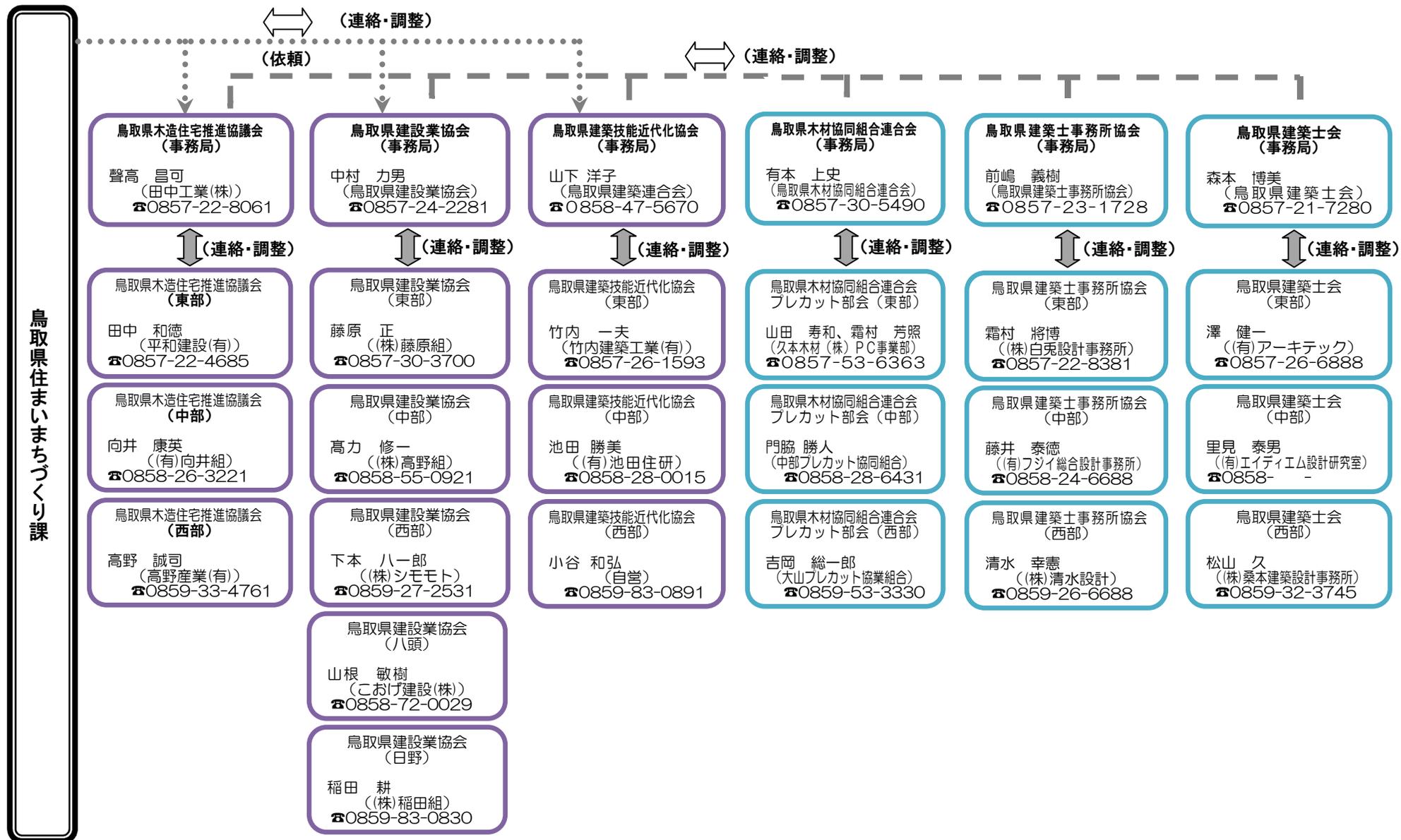
なお、災害の状況によっては、ガソリン不足の状況が続き、現地に赴く車の手配にも苦慮することが想定されます。ガソリンの給油は災害用緊急車両が優先されるため、応急仮設住宅資材の運搬車両についても、災害用緊急車両として認めてもらうよう、必要に応じて国や県関係課と調整します。

3 平常時の取り組み

これら施工・材料の供給体制は平常時からの検討・見直しを行うことが重要となります。建設本部に所属する団体は、年に1回程度検討会を開催し、災害時に備えた準備を行います。

4 連絡体制一覧表

木造応急仮設住宅の建設における各地域ブロックの連絡体制は以下のとおりとします。



団体名	一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会		住 所	鳥取市秋里1247番地 (田中工業(株)内)
会 長	長尾 裕昭			
区域等	担当者名			連絡先
事務局	正	(名前) 聲高 昌可 (勤務先) 田中工業(株)	(電話) 0857-22-8061 (FAX) 0857-27-7363 (電子メール) info@tanaka-kougyou.jp	
	副	(名前) 長尾 裕昭 (勤務先) (株) ながお	(電話) 0857-84-2252 (FAX) 0857-84-3310 (電子メール) info@k-nagao.jp	
東部 (支部)	正	(名前) 田中 和徳 (勤務先) 平和建設(有)	(電話) 0857-22-4685 (FAX) 0857-24-5448 (電子メール) info@hei-wa.jp	
	副	(名前) 山内 智晃 (勤務先) (株) 建販	(電話) 0857-38-4910 (FAX) 0857-38-4920 (電子メール) info@kenpan.jp	
中部 (支部)	正	(名前) 向井 康英 (勤務先) (有) 向井組	(電話) 0858-26-3221 (FAX) 0858-26-6718 (電子メール) yukai@mukaigumi.jp	
	副	(名前) 古川 哲次 (勤務先) (有) パルス建設	(電話) 0858-47-4030 (FAX) 0858-47-4031 (電子メール) pulse501@wonder.ocn.ne.jp	
西部 (支部)	正	(名前) 高野 誠司 (勤務先) 高野産業(有)	(電話) 0859-33-4761 (FAX) 0859-33-2151 (電子メール) -	
	副	(名前) 音田 猛 (勤務先) (有) 音田工務店	(電話) 0859-34-7743 (FAX) 0859-34-7752 (電子メール) warai@sanmedia.or.jp	

団体名	一般社団法人鳥取県建設業協会		住 所	鳥取市西町2丁目310番地 (鳥取県建設会館内)
会 長	藤原 正			
区域等	担当者名		連絡先	
事務局	正	(名前) 中村 力男 (勤務先) (一社) 鳥取県建設業協会	(電話) 0857-24-2281 (F A X) 0857-24-2283 (電子メール) nakamurar@tori-ken.or.jp	
	副	(名前) 服部 啓史 (勤務先) (一社) 鳥取県建設業協会	(電話) 0857-24-2281 (F A X) 0857-24-2283 (電子メール) kyoukai@tori-ken.or.jp	
東部 (東部建設業協会)	正	(名前) 藤原 正 (勤務先) (株) 藤原組	(電話) 0857-30-3700 (F A X) 0857-30-3702 (電子メール) eigyo-@fujiwaragumi.co.jp	
	副	(名前) 瀬村 芳子 (勤務先) (一社) 鳥取県東部建設業協会	(電話) 0857-53-7761 (F A X) 0857-53-7762 (電子メール) kentoubu246@helen.ocn.ne.jp	
中部 (中部建設業協会)	正	(名前) 高力 修一 (勤務先) (株) 高野組	(電話) 0858-55-0921 (F A X) 0858-55-7286 (電子メール) kouno1@plum.ocn.ne.jp	
	副	(名前) 石井 和正 (勤務先) (一社) 鳥取県中部建設業協会	(電話) 0858-23-0341 (F A X) 0858-23-0342 (電子メール) tkkc23.2.13.sou@mountain.ocn.ne.jp	
西部 (西部建設業協会)	正	(名前) 下本 八一郎 (勤務先) (株) シモモト	(電話) 0859-27-2531 (F A X) 0859-27-2534 (電子メール) info@simomoto.co.jp	
	副	(名前) 斉田 光門 (勤務先) (一社) 鳥取県西部建設業協会	(電話) 0859-33-4551 (F A X) 0859-33-4552 (電子メール) kenseibu@oregano.ocn.ne.jp	
八頭 (八頭建設業協会)	正	(名前) 山根 敏樹 (勤務先) こおげ建設 (株)	(電話) 0858-72-0029 (F A X) 0858-73-0668 (電子メール) info@koge.co.jp	
	副	(名前) 福田 るみ (勤務先) (一社) 鳥取県八頭建設業協会	(電話) 0858-72-0160 (F A X) 0858-72-1334 (電子メール) kenyazu200@joy.ocn.ne.jp	
日野 (日野建設業協会)	正	(名前) 稲田 耕 (勤務先) (株) 稲田組	(電話) 0859-72-1245 (F A X) 0859-72-1266 (電子メール) int.ltd@io.ocn.ne.jp	
	副	(名前) 木山 孝文 (勤務先) (一社) 鳥取県日野建設業協会	(電話) 0859-72-0375 (F A X) 0859-72-0077 (電子メール) hino343@ybb.ne.jp	

団体名	一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会		住 所	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬602番地7 (鳥取県建築連合会内)
会 長	池田 勝美			
区域等	担当者名			連絡先
事務局	正	(名前) 山下 洋子 (勤務先) 鳥取県建築連合会	(電話) 0858-47-5670 (FAX) 0858-47-5671 (電子メール) t-kenren@mail2.torichu.ne.jp	
	副	(名前) 山脇 曜子 (勤務先) 鳥取県建築連合会	(電話) 0858-47-5670 (FAX) 0858-47-5671 (電子メール) t-kenren@mail2.torichu.ne.jp	
東部 (支部)	正	(名前) 竹内 一夫 (勤務先) 竹内建築工業(有)	(電話) 0857-26-1593 (FAX) 0857-50-1594 (電子メール) take-ken@hotmail.co.jp	
	副	(名前) 吉澤 敏彦 (勤務先) (有) 吉澤工務店	(電話) 0857-73-1315 (FAX) 0857-73-1316 (電子メール) yosizawa@ninus.ocn.ne.jp	
中部 (支部)	正	(名前) 池田 勝美 (勤務先) (有) 池田住研	(電話) 0858-28-0015 (FAX) 0858-28-1915 (電子メール) juken@ikeda73.com	
	副	(名前) 伊藤 文男 (勤務先) (有) 伊藤工務	(電話) 0858-26-1739 (FAX) 0858-26-1752 (電子メール) itoukomu@themis.ocn.ne.jp	
西部 (支部)	正	(名前) 小谷 和弘 (勤務先) 自営	(電話) 0859-83-0891 (FAX) 0859-83-0892 (電子メール) -	
	副	(名前) 景山 正 (勤務先) 自営	(電話) 0859-44-4968 (FAX) - (電子メール) -	

団体名	鳥取県木材協同組合連合会		住所	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室 (鳥取県木材協同組合連合会内)
会 長	前田 八壽彦			
区域等	担当者名		連絡先	
事務局	正	(名前) 有本 上史 (勤務先) 鳥取県木材協同組合連合会	(電話) 0857-30-5490 (F A X) 0857-30-5491 (電子メール) kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp	
	副	(名前) 霜村 芳照 (勤務先) 久大建材 (株)	(電話) 0857-53-0920 (F A X) 0857-53-0924 (電子メール) m-shimomura@kyudai.co.jp	
東部 (支部)	正	(名前) 山田 寿和、霜村 芳照 (勤務先) 久本木材 (株) P C 事業部	(電話) 0857-53-6363 (F A X) 0857-53-6161 (電子メール) 山田: precuttyamada@kyudai.co.jp 霜村: m-shimomura@kyudai.co.jp	
	副	(名前) 中村 正直 (勤務先) (協) 智頭木材ハウス産業	(電話) 0858-75-1121 (F A X) 0858-75-2780 (電子メール) chizu@kino-kaori.com	
中部 (支部)	正	(名前) 門脇 勝人 (勤務先) 中部プレカット協同組合	(電話) 0858-28-6431 (F A X) 0858-28-6432 (電子メール) cprecut@ybb.ne.jp	
	副	(名前) 讃岐 美雄 (勤務先) 中部プレカット協同組合	(電話) 0858-28-6431 (F A X) 0858-28-6432 (電子メール) cprecut@ybb.ne.jp	
西部 (支部)	正	(名前) 吉岡 総一郎 (勤務先) 大山プレカット協業組合	(電話) 0859-53-3330 (F A X) 0859-53-3900 (電子メール) daipre@infosakyu.ne.jp	
	副	(名前) 安達 喜則、高野 肇之 (勤務先) (株) ミヨシ産業 P C 工場	(電話) 0859-56-6868 (F A X) 0859-56-3911 (電子メール) 安達: adachi@miyoshi.co.jp 高野: kono@miyoshi.co.jp	

団体名	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会		住 所	鳥取市西町2丁目102番地 (西町フロインドビル内)
会 長	山下 卓治			
区域等	担当者名		連絡先	
事務局	正	(名前) 前嶋 義樹 (勤務先) (一社) 鳥取県建築士事務所協会	(電話) 0857-23-1728 (FAX) 0857-21-6112 (電子メール) jimu31@maple.ocn.ne.jp	
	副	(名前) 鳥飼 成子 (勤務先) (一社) 鳥取県建築士事務所協会	(電話) 0857-23-1728 (FAX) 0857-21-6112 (電子メール) jimu31@maple.ocn.ne.jp	
東部 (支部)	正	(名前) 霜村 将博 (勤務先) (株) 白兔設計事務所	(電話) 0857-22-8381 (FAX) 0857-27-7068 (電子メール) shimomura@hakutosekkei.co.jp	
	副	(名前) — (勤務先) —	(電話) — (FAX) — (電子メール) —	
中部 (支部)	正	(名前) 藤井 泰徳 (勤務先) (有) フジイ総合設計事務所	(電話) 0858-24-6688 (FAX) 0858-24-6689 (電子メール) fuzii@apionet.or.jp	
	副	(名前) — (勤務先) —	(電話) — (FAX) — (電子メール) —	
西部 (支部)	正	(名前) 清水 幸憲 (勤務先) (株) 清水設計	(電話) 0859-26-6688 (FAX) 0859-26-5008 (電子メール) s-sekkei@infosakyu.ne.jp	
	副	(名前) — (勤務先) —	(電話) — (FAX) — (電子メール) —	

団体名	一般社団法人 鳥取県建築士会		住 所	鳥取市商栄町195番地 (鳥取県建築士会内)
会 長	森本 博美			
区域等	担当者名			連絡先
事務局	正	(名前) 森本 博美 (勤務先) (一社) 鳥取県建築士会	(電話) 0857- 21 -7280 (F A X) 0857- 37 -2024 (電子メール) info@aba-tori.or.jp	
	副	(名前) 福田 愛 (勤務先) (一社) 鳥取県建築士会	(電話) 0857- 21 -7280 (F A X) 0857- 37 -2024 (電子メール) info@aba-tori.or.jp	
東部 (支部)	正	(名前) 澤 健一 (勤務先) (有) アーキテック	(電話) 0857- 26 -6888 (F A X) 0857- 26 -6889 (電子メール) ken-s@hal.ne.jp	
	副	(名前) 大佐古 弘之 (勤務先) (株) 大佐古組	(電話) 0857- 23 -1401 (F A X) 0857- 29 -0980 (電子メール) ohsako@ohsakogumi.co.jp	
中部 (支部)	正	(名前) 里見 泰男 (勤務先) (有) エイディエム設計研究室	(電話) 0858- 22 -7717 (F A X) 0858- 23 -5315 (電子メール) satomi@apionet.or.jp	
	副	(名前) 湯本 藤雄 (勤務先) (有) 安本設計事務所	(電話) 0858- 26 -3469 (F A X) 0858- 26 -3495 (電子メール) yumoto@yasumoto13.com	
西部 (支部)	正	(名前) 松山 久 (勤務先) (株) 桑本建築設計事務所	(電話) 0859- 32 -3745 (F A X) 0859- 22 -1706 (電子メール) kuwamoto@sanmedia.or.jp	
	副	(名前) 堀尾 輝昭 (勤務先) (株) 堀尾建築設計事務所	(電話) 0859- 22 -6866 (F A X) 0859- 22 -6889 (電子メール) hor-arch-post@sea.chukai.ne.jp	

VI 資料

1 建築基準法による許可

(1) 建築基準法第85条の特例について(災害直後)

被災地においては、庁舎等も被災する恐れがあるため、仮設の庁舎等の設置など、被災市町村ではマンパワーが不足し、迅速な対応が困難な状況も想定されます。

被災後1ヶ月以上経過して工事に着手した応急仮設住宅その他の仮設建築物については、建築工事完了後3ヶ月以上経過した時点で特定行政庁の許可を受ける必要が生じるため、被害の甚大な災害においては、許可手続きの柔軟な運用が必要となります。

(2) 建築基準法第84条の建築制限について(災害直後)・・・岩手県の事例

ア. 経緯

3/11 発災

4/7 宮城県が建築基準法第84条の区域を指定することを発表

4/8 都市計画課において、建築制限に関する考え方を整理

4/19 都市計画課において、沿岸市町村に対して建築制限に関する考え方を説明

「危険区域の建築制限 県、12市町村に条例制定の方針」(岩手日報)

イ. 取り組んだ内容と結果

建築基準法第84条による被災地の建築制限は「市街地に災害があった場合において都市計画又は土地区画整理事業による土地区画整理事業のため必要があると認めるとき」に特定行政庁(県及び4市)が区域を指定して行うものとしています。

しかし、東日本大震災においては被災規模が極めて大きく、また被災市町村においては避難所の対応や応急仮設住宅の建設候補地探し等に奔走しており、建築基準法に規定する1ヶ月では都市計画や土地区画整理事業の必要性を見極める状況にはありませんでした。

このため、4月上旬の段階では、同法第84条による区域指定は困難と判断しています。

一方で、被災前に比べて危険性が高まっている地域は現に存在していることから、建築制限の手法として、災害危険区域(建築基準法第39条)又は被災市街地復興推進区域(被災市街地復興特別措置法)の制度内容について被災市町村に説明を行い、区域指定の検討の要請を行いました。

ウ. 配慮した点・苦慮した点

建築基準法第84条の区域指定は「都市計画又は土地区画整理事業」が前提となることから、同制度を所管する都市計画課に検討を委ねることとしました。

このほかの建築制限の手法を含め整理を行い、建築制限に関する基本的な考え方について、知事に説明を行っています。

建築制限は、私権を強く制限するものであり被災地のまちづくりにも大きな影響があることから、地域のまちづくりの主体である市町村が検討を行うことが適切であると考え、県は指定検討に対する技術的な支援を行うこととしました。

2 住まいのホットラインの開設

(1) 開設の準備について(災害直後)

阪神・淡路大震災の被災県である兵庫県では、住まいに関する一元的な窓口である「総合住宅相談所」を被災の10日後に開設、東日本大震災の被災県である岩手県では、被災の約3週間後に「住まいのホットライン」が同じく開設されています。

本県の場合の設置場所については、日々変わる情報を把握できるようにするため、県住まいまちづくり課内に置くことを想定しており、そのためには必要な人員（ある程度住宅管理の業務経験者のある住宅供給公社等）及び予算の確保に向けて県関係課及び団体との早急な調整が必要となります。

なお、ホットラインの相談内容は以下のとおりとし、各種の被災者支援制度についての資料等を準備しておく必要があります。

(2) 「住まいのホットライン」について(災害直後)

(例)「住まいのホットライン」概要

- | | | |
|--------------|--|-------|
| (電話番号) | 0120-000-000 (フリーダイヤル) | 5回線程度 |
| (相談受付時間) | 8:30~18:00 (土日祝日を含む毎日) | |
| (対象となる方) | 地震等の自然災害により被災した住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方 | |
| (相談をお受けする内容) | 応急仮設住宅に関すること、県営住宅に関すること、自宅の再建に関すること、その他(市町村営住宅等に関する情報提供) | |

また、上述の(相談をお受けする内容)のほか、「被災者生活再建支援制度」を中心とした情報を併せて提供します。

(3) 「被災住宅『点検・相談』窓口」について(災害直後)

自宅の改修など技術的なことについては、別に定める「被災住宅『点検・相談』窓口」で対応することを想定し、建築技術者を会員とする一般社団法人鳥取県建築士会及び一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に委託することを検討します。

(例)「被災住宅『点検・相談』窓口」概要

- | | | |
|----------|---|--|
| (対象となる方) | 地震等の自然災害により被災した住まいにお困りの方や、被災者のサポートを行っている方 | |
| (受付窓口) | 一般社団法人鳥取県建築士会、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会 | |
| (相談員) | 上記団体所属の建築士が被災住宅の点検相談を実施 | |
| (費用) | 無料(県が費用負担) | |
| (相談受付時間) | 8:30~18:00 (土日祝日を含む毎日) | |

3 応急仮設住宅の必要戸数の推計(参考)

災害直後では被災状況を的確に把握し、応急仮設住宅の必要戸数を適切に算出することは極めて困難であるため、地震被害想定により必要戸数を推計します。

(1) 被害住宅戸数の推計について

被害住宅戸数の推計は、(表2)「鳥取県震災対策アクションプラン(県防災局)」の建物被害想定件数のうち、最大値を基に推計します。(表1)

建物被害想定件数一覧表(表1)

番号	被害想定項目	被害件数(棟)	断層
①	地震による建物被害の場合の推計	6,218	鹿野・吉岡断層による地震(東部地区)
②	液状化による建物被害の場合の推計	204	〃
③	斜面崩壊による建物被害の場合の推計	809	〃
④	津波による建物被害の場合の推計	72	〃

地震被害想定結果の一覧表(表2)

被害想定項目		被害単位	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震
地震動	急傾斜地崩壊	Aランク(危険度高い)の箇所数(箇所)	450	230	495
建物被害	揺れによる建物被害	大破数(棟)	2,884	873	479
		中破数(棟)	3,334	2,651	1,525
	液状化による建物被害	大破数(棟)	75	15	36
		中破数(棟)	129	26	58
	斜面崩壊による建物被害	全壊数(棟)	240	103	212
		半壊数(棟)	569	243	505
	津波による建物被害	全壊数(棟)	0	0	0
		半壊数(棟)	72	72	72
建物被害合計(揺れ+液状化)		大破数(棟)	2,959	887	515
		中破数(棟)	3,463	2,677	1,583

「鳥取県震災対策アクションプラン(県防災局)」

(2) 建物被害合計について

建物被害合計の算出は、地震発生に起因する被害の組合せにより(表3)に示すパターンBの7,027棟と推計します。

被害の組合せによる被害件数一覧表(表3)

パターン	被害の組合せ	被害件数(棟)	備考
A	①地震+②液状化	6,422	(6,218+204)
B	①地震+③斜面崩壊	7,027	(6,218+809)
C	①地震+④津波	6,290	(6,218+72)

(3) 応急仮設住宅(建設仮設)の必要戸数について

応急仮設住宅建設必要戸数の想定は、(表2)より鹿野・吉岡断層での建物被害が最大であることより、本県における応急仮設住宅の最大必要戸数を 1,500 棟 と推計します。

推計に係る方法は、国土交通省策定の応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ(以下「必携」という。)によるものとし、以下のとおりとします。

○【推計方法1】住宅の供与必要戸数から民間賃貸及び公営住宅の戸数を差し引く

応急仮設住宅建設必要戸数	=	①住宅の供与が必要な戸数(建物被害合計)
		-②公的住宅(公営住宅やUR賃貸住宅等)の想定戸数
		-③自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数
		-④民間賃貸住宅(借上仮設)の想定戸数

(算出式) $7,027 - 640 - 0 - 4,879 = 1,508 \rightarrow 1,500$ 棟

(数的根拠)

- 住宅の供与が必要な戸数 6,587 棟
- 公的住宅(公営住宅やUR賃貸住宅等)の想定戸数 640 棟
※ 県市町村(東部地区)における、公営住宅空き住戸(240戸 H24.4.1時点)及び雇用促進住宅空き住戸(400戸:湖山160、津ノ井150、岩倉70)の合計
- 自宅の応急修理、再建が可能な想定戸数 0 棟(推計不可能のため)
- 民間賃貸住宅(借上仮設)の想定戸数 4,879 棟
※ 東部地区の民間賃貸住宅の想定戸数は、県内の空き家17,000戸(「鳥取県住生活基本計画」より)を、東、中、西部各地区の住宅戸数により按分し推計
※ (東部)90,795戸 + (中部)45,097戸 + (西部)85,234戸 = 221,126戸 (H24年度「被災者住宅再建支援基金拠出額算出資料」より)
90,795戸 ÷ 221,126戸 = 約41%、17,000戸 × 41% = 6,970戸のうち30%(住宅の非耐震化率「鳥取県耐震改修促進計画」より)は建物被害を受けるものと推計

○【推計方法2】住家被害(全壊・半壊戸数)の2割~3割

※ 近年の災害における住家被害に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績
阪神淡路大震災 19.4% 、 新潟中越沖地震 20.4% 、 東日本大震災 32.5%

(算出式)

$7,027 \times 20\% = 1,405 \rightarrow 1,400$ 棟

(数的根拠)

近年の災害における住家被害に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績により推計しますが、30%は東日本大震災の割合実績 30%は想定外の原発事故等も考慮されているため、通常の20%により設定します。

(4) 県内工務店で建設可能な戸数の検討について

災害時に応急仮設住宅を供給するにあたって、平常時より供給体制を整えることが重要であるため、初動の円滑性を優先し、県内を包括する建築関係団体に所属する工務店が建設可能な戸数を、東日本大震災における地域工務店（岩手県）の木造応急仮設住宅の供給戸数実績値を基に算出し検討します。

<工 期>

標準的な建設期間は、必携によると着工から完成まで約3～4週間程度とされており、実績例として岩手県住田町の木造応急仮設住宅（戸建てタイプ）における平均日数は3.75日/棟（93棟完成 66日間）となっています。

岩手県住田町 木造応急仮設住宅(戸建てタイプ)施工例

施工者： (株)住田住宅産業ほか6社 計7社
施工数： 93棟
着工： 2011.3.22～5.27 (66日間)
床面積： 2DKタイプ (29.81㎡)
基礎： 木杭基礎
床(居室)： 杉無垢板・杉集成板・から松集成板 t=30 張り＋自然保護塗料
外壁： 杉羽目板縦張り t=12
界壁：(住戸間仕切り)： ※全棟戸建てのため、界壁なし
天井(居室)： 化粧石膏ボード(ジプトーン) 張り t=9.5
屋根： ガルバリウム鋼板横葺き
木材使用量： 約5.85㎡/戸



<建設可能件数>

岩手県住田町の木造応急仮設住宅（戸建てタイプ）の実績により施工可能件数を推計します。

例）一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（会員数 計 32 社（中・西部のみ））

93 棟×32 社／7 社＝425 棟 → 400 棟程度

※これは平均日数 3.75 日／棟のスピードで建設すると想定し、約 2 ヶ月程度（土日含まない）で建設すると仮定。なお、1,100（1,500－400）棟は一般社団法人プレハブ建築協会との協定「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成 9 年 5 月 8 日）」による建設を検討。

<その他>

（タイプ別建設数）

1DK（6 坪）・・・14%※ 400 棟 ×14%＝ 56 棟

2DK（9 坪）・・・71%※ 400 棟 ×71%＝284 棟

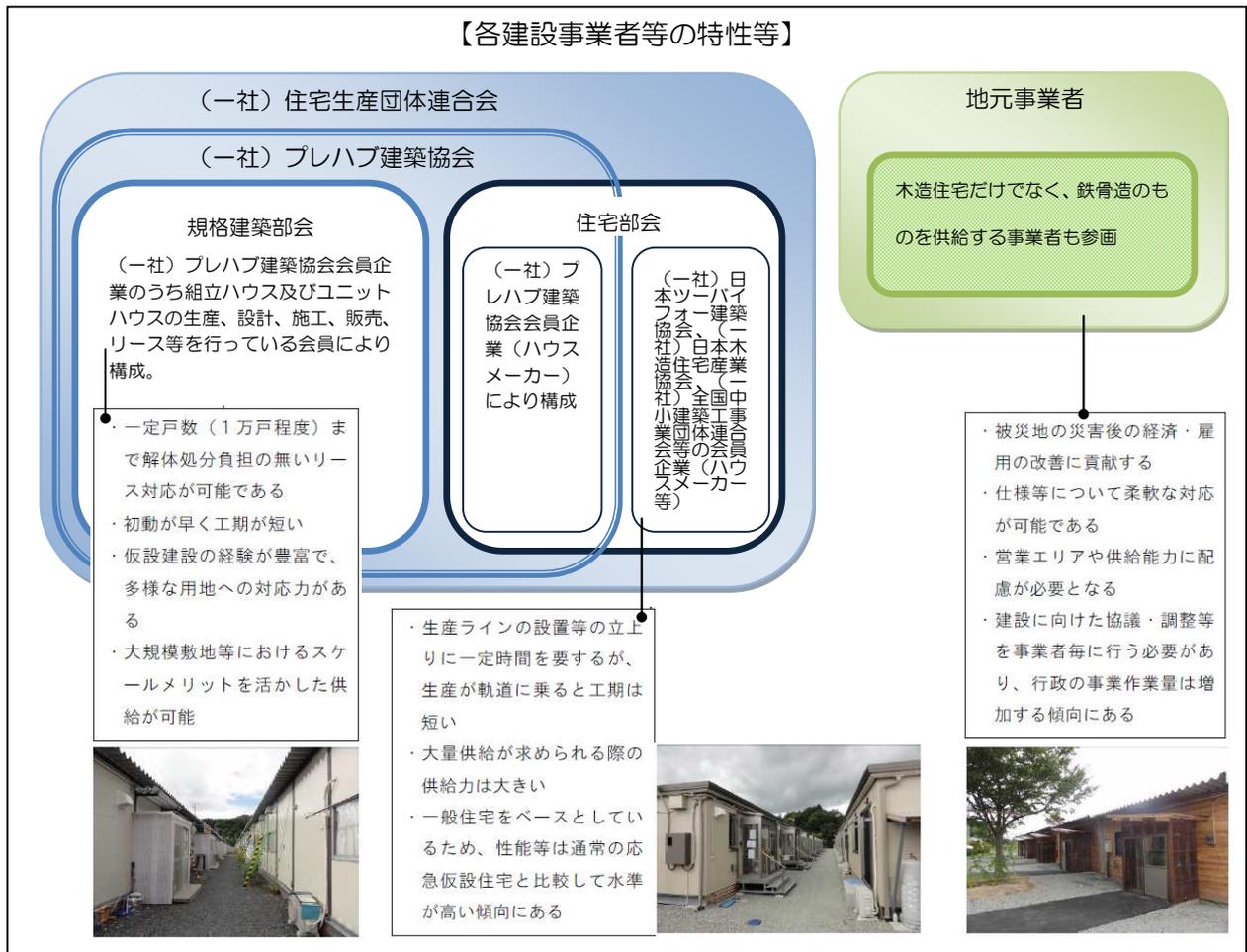
3DK（12 坪）・・・15%※ 400 棟 ×15%＝ 60 棟

※割合実績：参考（国交省）『東日本大震災における応急仮設住宅の建設に係る対応について』より

（建設費）

$(56 棟 \times 20 \text{ m}^2 + 284 棟 \times 30 \text{ m}^2 + 60 棟 \times 40 \text{ m}^2) \times 12.5 \text{ 万円} / \text{m}^2$ ※

＝1,505 百万円 ※単価 12.5 万円／㎡（必携より）



4 行政関係機関、関係団体一覧

<県>

(災害救助法)	福祉保健部 福祉保健課
(建築基準法)	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
(被災者生活再建支援法、鳥取県被災者住宅再建支援条例)	同上
(宅地建物取引業法)	同上
(地方自治法)	未来づくり推進局 企画課
(災害対策基本法)	危機管理局 危機管理政策課
(被災市街地復興特別措置法)	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
(土地区画整理法)	県土整備部 技術企画課

<国>

(災害救助法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(建築基準法)	国土交通省 住宅局建築指導課
(被災者生活再建支援法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(宅地建物取引業法)	国土交通省 土地・建設産業局不動産課
(地方自治法)	総務省 自治行政局行政課
(災害対策基本法)	内閣府 政策統括官(防災担当)
(被災市街地復興特別措置法)	国土交通省 住宅局住宅総合整備課
(土地区画整理法)	国土交通省 都市局市街地整備課

<関係団体>

○所管課:生活環境部暮らしの安心局住まいまちづくり課

- 一般社団法人プレハブ建築協会
- 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部
- 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 一般社団法人鳥取県建築士会
- 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
- 一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会
- 一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会
- 鳥取エコハウス推進協議会

○所管課:農林水産部森林・林業振興局

- 鳥取県木材協同組合連合会

○所管課:県土整備部県土総務課

- 一般社団法人鳥取県建設業協会

5 木造応急仮設住宅基本仕上げ・平面図

(1) 1DK:6坪プラン

□ 外装仕上げ

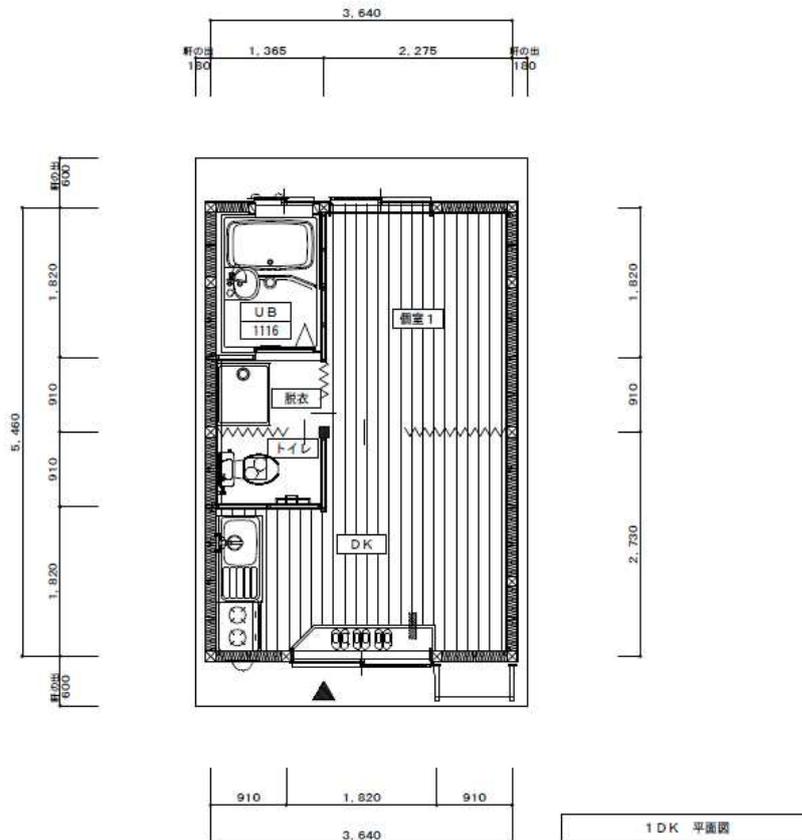
屋根	金属板 小波板 ガルバリウム鋼板 t=0.35 棟部：厚板瓦葺 曲げ加工
壁止の仕立	L型ワダ (窓前付) 3×40×40
軒天	断熱板：小波板 杉 (一等) t=12 W120
断熱・壁紙	断熱：半厚 φ100 塩化ビニル (7056系) 受命物：半丸両面打ちちφ34 壁紙：塩化ビニル 505 つかみ仕立 (F・J) 共通部t=8000
外壁	杉板張り W.P.S 杉 (一等) 155×15 (軸差150・合張り加工)
柱	木材：柱 (先加工済み) 小径木φ90-150φ910

□ その他

物干金物 取替用	(山口鉄工)HK-55 標準品 L555
ポスト口 替用	(新田エース株式会社)044-213 標準品 H315・W420・D220

□ 内部仕上げ

階	室名	F.L. (BL+)	床	巾木	壁	天井	断熱	木部	CH	家具・その他
1	DK	450	杉板 (杉・一等・本染加工) 軸差150 t=15 W150 (軸差150) 一部 ビニル板シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	杉板 (杉・一等・合張り) 標準品 t=12 W150 (軸差150) ココ張り 一部ケイカル板t=4.0 (キッチン張り) 下地：タテ断熱 (30×120φ45)	化粧石膏ボード張り トライバーシートt=4.5 下地：本製 (断熱60×120φ45、断熱40×40φ910)	-	-	2300	流し台 #180 (0.2) シンク # 800 (0.2) 洗面 # 800 キッチン器具類 #600 (0.2×0.2)
	居室1	450	杉板 (杉・一等・本染加工) 軸差150 t=15 W150 (軸差150) 下地：構造用合板t=12.0	-	杉板 (杉・一等・合張り) 標準品 t=12 W150 (軸差150) ココ張り 下地：タテ断熱 (30×120φ45)	-	-	-	-	上吊り入 (1.5畳2段) 立降 t=15 W150 (軸差150) (杉・一等・本染) 床 t=12×12 (軸差150) 畳 t=20×20 (杉・一等) エアコン(床下工事)
	廊下	450	ビニル板シートt=2.0 下地：構造用合板t=12.0 (2重張り)	-	-	-	-	-	-	浴室・トイレ工事
	トイレ	450	-	-	-	-	-	-	-	洗面・トイレ工事
	UB (1116)	450	UB仕様による	-	-	-	-	-	1980	ユニットバス1116 (ハーフタイプ) 洗面器+化粧鏡付



(3) 3DK:12坪プラン

□ 外装仕上表

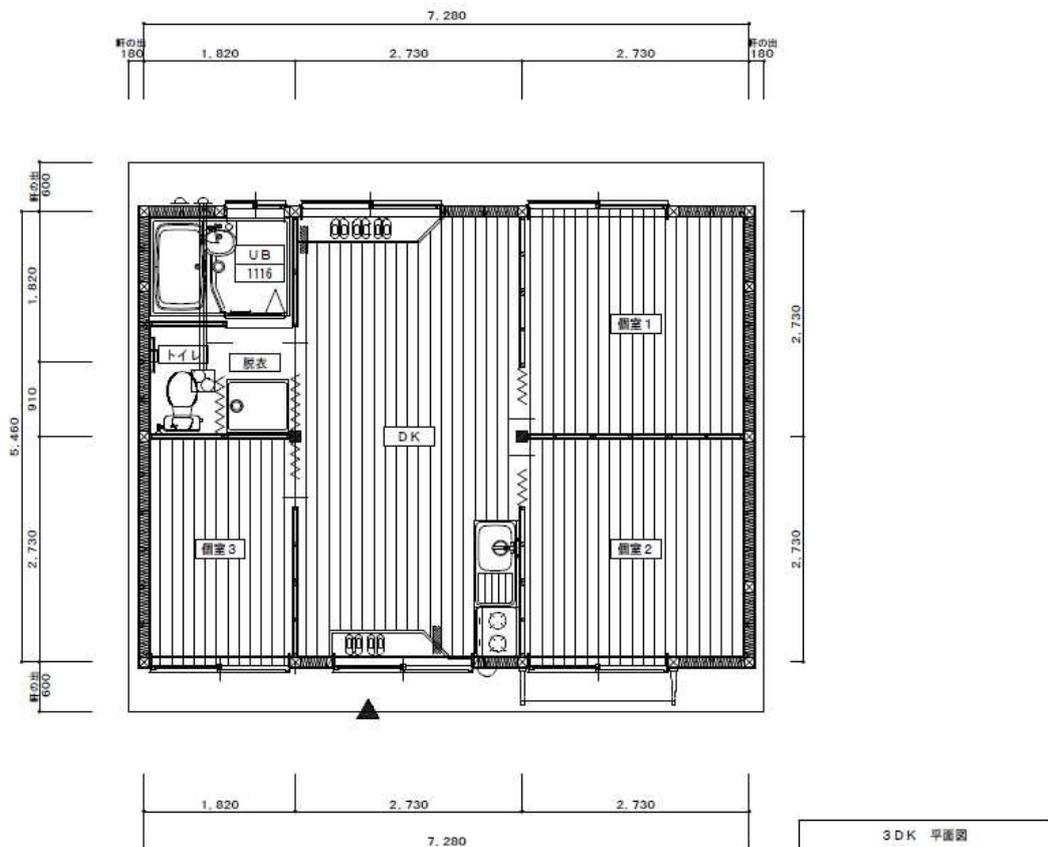
屋根	金属板 小波板 ガルバリウム鋼板 t=0.35 棟形：覆積材付 曲げ加工
壁止め金物	L型アングル (亜鉛付) 3×40×40
軒天	断熱板：小波板 杉 (一葺) t=12 削目
軒線・庇線	軒線：半円 φ100 樋付板 (7×25高) 受金物：半丸閉正取打ちφ354 庇線：樋付板 φ60 つかみ金物 (ステン) 庇裏面内断100
外壁	杉板張り W.P.S 杉 (一葺) 185×15 (軸き150・曲がり加工)
柱	木柱：栓 (先端加工済み) 小径木φ90-150φ910

□ 床の地

床下金物 窓廻り	川口鉄部HK-55 両用品 L555
ポスト口 廻り	杉田エース株式会社J244-213 両用品 H315・W420・D220

□ 内装仕上表

階	室名	F.L (広)	床	巾木	壁	天井	窓紙	木部	CH	家具・その他
1	DK	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 無塗装品 t=15 削目 (軸き135) 一部 ビニル床シート t=2.0 下地：構造用合板 t=12.0 (2重張り)	-	杉板 (杉・一葺・曲がり) 無塗装品 t=12 削目 (軸き150) ニコ張り 一部 ツイル床 t=0.0 (キッチン廻り) 下地：タテ断線 (30×120φ450)	化粧石膏ボード張り トライバー t=0.5 下地：木製 (断線60×12φ450、断線架40×40φ910)	-	-	2300	押し入れ 削目 塗装 タンス 削目 塗装 床下 削目 キッチン 削目 塗装 キッチン 削目 塗装 キッチン 削目 塗装
	居室1	+450	床板 (杉・一葺・本葉加工) 無塗装品 t=15 削目 (軸き135) 下地：構造用合板 t=12.0	-	杉板 (杉・一葺・曲がり) 無塗装品 t=12 削目 (軸き150) ニコ張り 下地：タテ断線 (30×120φ450)	-	-	-	1	上着入れ (2重張り) 戸棚 t=15 削目 (軸き135) (杉・一葺・本葉) 床下 削目 (杉・一葺) 床下 削目 (杉・一葺) エアコン(冷暖工事)
	居室2	+450	1	-	1	1	-	-	1	
	居室3	+450	1	-	1	1	-	-	1	
	廊下	+450	ビニル床シート t=2.0 下地：構造用合板 t=12.0 (2重張り)	-	1	1	-	-	1	床板 t=15 削目 塗装
	トイレ	+450	1	-	1	1	-	-	1	洗面化粧台 浴槽 トイレ
	UB (1116)	+450	1	-	-	-	-	-	1985	ユニットバス1116 (ハイタイプ) 洗面化粧台付



3DK 平面図

6 鳥取県産規格材

鳥取エコハウス推進協議会では、今後県内で多く生産される大径木を生かすと共に樹種を考慮しながら、効率的かつ経済的な県産規格材を開発しました。

木造応急仮設住宅に使用する木材の種類は、下記部材リストを基本としていますが、災害時の供給状況に応じて対応することを想定しています。

<規格部材リスト(構造材)>

番号	使用箇所	材種	等級	mm	mm	M	
1	土台	桧		150 × 120 × 4 (防蟻処理なし)			一般/多雪
2	管柱	杉	1等	120 × 120 × 3			一般/多雪
3	梁・桁	杉	1等	120 × 180 × 4			一般
4	梁・桁	杉	1等	120 × 210 × 4			多雪
5	筋違い	杉	1等	45 × 90 × 4			—
6	母屋	杉	1等	120 × 120 × 4			一般
7	母屋	杉	1等	120 × 150 × 4			多雪
8	棟木	杉	1等	120 × 120 × 4			一般
9	棟木	杉	1等	120 × 150 × 4			多雪

<規格部材リスト(下地・仕上材)>

番号	使用箇所	材種	等級	mm	mm	M	
1	火打ち	杉	1等	90 × 90 × 4			一般/多雪
2	根太	杉	1等	60 × 60 × 4			一般/多雪
3	垂木	杉	1等	60 × 75 × 4			一般
4	垂木	杉	1等	60 × 120 × 4			多雪
5	野縁	杉	1等	40 × 40 × 4			一般/多雪
6	胴縁	杉	1等	18 × 45 × 4			一般/多雪
7	窓台	杉	1等	45 × 120 × 4			—
8	間柱	杉	1等	30 × 120 × 3			—
9	小幅板	厚 12mm 杉	1等	12 × 120 × 2			—
10	床板	厚 15mm 杉	1等	15 × 150 × 4			—
11	外壁	厚 12mm 杉	1等	相削り加工			—

7 法令等

災害救助法

(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)

最終改正:平成二五年六月二一日法律第六五号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第二章 救助

(都道府県知事の努力義務)

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の取用等)

第五条 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。)は、防災業務計画(同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱い物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を取用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を取用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(従事命令)

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十

四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(都道府県知事の収用等)

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事の立入検査等)

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用権)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に急激な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第三章 費用

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これ

を支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県は、当該都道府県知事が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用(前条第一項の規定により求償することができるものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用(前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2 国は、前条第二項の規定による要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

(災害救助基金)

第二十二条 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

第二十四条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十五条 第二十一条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による国庫の負担額が、第二十一条第一項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第二十六条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第二十七条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

(繰替支弁)

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村

長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 雑則

第三十条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号 から第四号 までに掲げる情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者

二 第五条第一項又は第九条第一項の規定による保管命令に従わなかった者

第三十二条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第三十三条 第六条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六条第二項若しくは第十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

〇1 この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

〇2 罹災救助基金法は、これを廃止する。

〇3 この法律施行の際、現に存する旧法による罹災救助基金は、この法律による災害救助基金とする。

附 則（昭和二四年五月三十一日法律第一五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三十一日法律第一六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年三月三十一日法律第一〇二号）

この法律は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月三日法律第一六六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条及び第三十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三七年五月八日法律第一〇九号）

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中災害救助法第三十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年十一月十九日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（災害救助法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 この法律の施行の際現に第四百八条の規定による改正前の災害救助法第三十条の規定により都道府県知事の職権の一部を委任されて市町村長が行っている救助は、第四百八条の規定による改正後の同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされた救助とみなす。

第六十四条 施行日前に第四百八条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定によってなされた命令は、第四百八条の規定による改正後の同法第三十一条の規定によってなされた指示とみなす。

（従前の例による事務等に関する経過措置）

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権（以下この条において「事務等」という。）については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長若しくはその地方社会保険事務所長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第七十条 第六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であつて、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関（社会保険関係事務を取り扱うものに限る。）の位置と同一の位置に設けられるもの（地方社会保険事務局にあつては、都道府県庁の置かれている市（特別区を含む。）に設けられるものに限る。）については、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

（社会保険関係地方事務官に関する経過措置）

第七十一条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（厚生大臣又はその委任を受けた者により任命された者）に限る。附則第五十八条において「社会保険関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるものとする。

（地方社会保険医療協議会に関する経過措置）

第七十二条 第六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（準備行為）

第七十三条 第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

（厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置）

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百四十九条から第五百一条まで、第五十七條、第五十八條、第六十五條、第六十八條、第七十條、第七十二條、第七十三條、第七十五條、第七十六條、第八十三條、第八十八條、第九十五條、第二百一、二百八、二百十四、二百十九條から第二十二條まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二

項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六條第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六十六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百條第一項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、国民年金法第六十六條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八條、第五十一條及び第百八十四條の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年五月三十一日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月三十一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条第二項、第九十六条第一項及び第二項、第九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定 公布の日

二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第九十九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」

第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五—第八十六条の十七」を「第八十六条の十六—第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「—第九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第

二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。)、第十五条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第八十六条の改正規定に限る。)及び第十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(災害救助法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定により厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の災害救助法第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

2 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正:平成二五年九月二六日政令第二八五号

(災害の程度)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条 に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号 に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の捜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(救助の程度、方法及び期間)

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項 に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

一 医師、歯科医師又は薬剤師

二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

三 土木技術者又は建築技術者

四 大工、左官又はとび職

五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者

六 鉄道事業者及びその従業者

七 軌道経営者及びその従業者

八 自動車運送事業者及びその従業者

九 船舶運送業者及びその従業者

十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

(都道府県知事が管理することができる施設)

第六条 法第九条第一項の規定により都道府県知事が管理することができる施設は、次のとおりとする。

一 病院、診療所又は助産所

二 旅館又は飲食店

(扶助金の種類)

第七条 法第十二条の扶助金(以下「扶助金」という。)は、療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の六種類とする。

(支給基礎額)

第八条 前条に規定する扶助金(療養扶助金を除く。)は、支給基礎額を基準として支給する。

2 前項に規定する支給基礎額は、次のとおりとする。

一 法第七条の規定により救助に関する業務に従事した者(以下「従事者」という。)のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法 に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として都道府県知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として都道府県知事が定める額とする。

三 法第八条 の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条 に規定する給付基礎額の例により都道府県知事が定める額

(療養扶助金)

第九条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養扶助金として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(休業扶助金)

第十条 従事者又は協力者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業扶助金として、その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害扶助金)

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。)に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十
- 二 第二級 千百九十
- 三 第三級 千五十
- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十一級 二百
- 十二 第十二級 百四十
- 十三 第十三級 九十
- 十四 第十四級 五十

4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級

6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を超えてはならない。

7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族扶助金は、その人数によって等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によって療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

(市町村長による救助の実施に関する事務の実施)

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務(法第七条 から第十条までに規定する事務に限る。)の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第十八条 第三条、第五条、第八条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(国庫負担)

第十九条 法第二十一条第一項 に規定する政令で定める額は、百万円とする。

(災害救助基金の積立て)

第二十条 都道府県が法第二十三条の規定により積み立てなければならない金額は、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額の五分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算定した額と当該都道府県が現に積み立てている額の合計額が、当該都道府県の当該年度における災害救助基金の最少額を超過する場合には、当該都道府県が積み立てなければならない金額は、同項の規定により算定した額からその超過額を控除した額とする。

附 則 抄

〇1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

〇2 昭和十年勅令第二十号(罹災救助基金の貯蓄額に関する勅令)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二二年一月二七日政令第二九〇号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二八年八月一二日政令第一八一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月一九日政令第四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三四年七月一一日政令第二五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月九日政令第二八九号）

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、この政令による改正後の第二十三条の規定は、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附 則（昭和三十八年四月一三日政令第一二八号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（平成六年九月二日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成十一年一月二日政令第三九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行前に開始した災害救助法（昭和二十二年法律第百四十四号）第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第三条の規定による改正後の災害救助法施行令第九条の二及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十四年一月一七日政令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成十八年八月一日政令第二六六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の前日に支給すべき事由の生じた災害救助法施行令第十七条に規定する障害扶助金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年七月六日政令第二一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（災害救助法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項に関する都道府県知事の定めについては、第二条の規定による改正後の災害救助法施行令（以下この条において「新災害救助法施行令」という。）第三条及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法施行令第九条第二項の規定によりされた同意又は第二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている協議の申出は、それぞれ新災害救助法施行令第三条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

3 第二条の規定の施行前に支給すべき事由の生じた障害扶助金の支給については、新災害救助法施行令第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	三〇
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	四〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	六〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	八〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇,〇〇〇人以上	一五〇

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇〇,〇〇〇人未満	一,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	一,五〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	二,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	二,五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五,〇〇〇人未満	一五
五,〇〇〇人以上一五,〇〇〇人未満	二〇
一五,〇〇〇人以上三〇,〇〇〇人未満	二五
三〇,〇〇〇人以上五〇,〇〇〇人未満	三〇
五〇,〇〇〇人以上一〇〇,〇〇〇人未満	四〇
一〇〇,〇〇〇人以上三〇〇,〇〇〇人未満	五〇
三〇〇,〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一,〇〇〇,〇〇〇人未満	五,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇人以上二,〇〇〇,〇〇〇人未満	七,〇〇〇
二,〇〇〇,〇〇〇人以上三,〇〇〇,〇〇〇人未満	九,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇人以上	一二,〇〇〇